

目次

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 特定目的会社制度（第二条―第四十八条）
 - 第三章 特定目的信託制度（第四十九条―第七十四条）
 - 第四章 雑則（第七十五条―第七十八条）
- 附則

第二章 特定目的会社制度

（業務開始届出に記載する政令で定める使用人等）

第二条 法第四条第二項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十条第一項第六号（法第七十二条第二項及び第六十七号第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。

（資産流動化計画の計画期間）

第三条 法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 次に掲げる特定資産 二十年
 - イ 動産（有価証券を除く。）
 - ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
- 二 次に掲げる特定資産 二十五年
 - イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権又は育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）
 - ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
- 三 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産 五十年

（特定目的会社の支店の所在地における登記について準用する会社法の規定の読替え）

第四条 法第二十二条第四項の規定において特定目的会社の支店の所在地における登記について会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十二条本文の規定を準用する場合において

目次

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 特定目的会社制度（第二条―第二十五条の二）
 - 第三章 特定目的信託制度（第二十六条―第五十五条）
 - 第四章 雑則（第五十六条―第五十九条）
- 附則

第二章 特定目的会社制度

（法第三条第二項第三号等に規定する政令で定める使用人）

第二条 法第三条第二項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十六条第五号（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。

（資産流動化計画の計画期間）

第三条 法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 次に掲げる特定資産 二十年
 - イ 動産（有価証券を除く。）
 - ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
- 二 次に掲げる特定資産 二十五年
 - イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権又は育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）
 - ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
- 三 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産 五十年

（発起人の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法）

第三条の二 社員は、法第二十五条において準用する法第七十五条第二項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百六十七号第二項において準用する同法第二百四条

は、同条本文中「第九百十九条から第九百二十五条まで及び第九百二十九条」とあるのは、「資産流動化法第九百七十九条第一項において準用する第九百二十九条（第一号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五条 法第二十五条第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法第八百五十条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「資産流動化法第二十五条第二項において準用する第五十五条」と読み替えるものとする。

（特定目的会社の特定社員名簿管理人について準用する会社法の規定の読替え）

第六条 法第二十八条第三項の規定において特定目的会社の特定社員名簿管理人について会社法第二百二十三条の規定を準用する場合には、同条中「株主名簿」とあるのは、「特定社員名簿」と読み替えるものとする。

（特定目的会社の特定出資について準用する会社法の規定の読替え）

第七条 法第三十条第二項の規定において特定目的会社の特定出資について会社法第三百三十四條の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第三百三十四条本文	読み替えられる字句 株式取得者が取得した株式が譲渡制限株式会社である場合	読み替える字句 特定社員以外の者が譲渡により特定出資を取得する場合
第三百三十四条第一号、第二号及び第四号	譲渡制限株式	特定出資

（指定買取人について準用する会社法の規定の読替え）

第八条 法第三十一条第八項の規定において指定買取人について会社法第四百四十二条第一項及び第二項の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第四百四十二条第一項第一号	読み替えられる字句 対象株式の数（種類株式発	読み替える字句 資産流動化法第三十一条第
------------------------------	---------------------------	-------------------------

ノ二第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法（法第二十九条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該特定目的会社に対し、法第二十五条において準用する法第七十五条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定社員による特定持分の譲渡の承認等の請求に係る電磁的方法）

第三条の三 特定社員は、法第二十九条第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た特定社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該特定目的会社に対し、法第二十九条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定持分の譲渡の不承認に係る電磁的方法）

第三条の四 特定目的会社は、法第二十九条第六項において準用する商法第二百四十二条ノ二第六項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該特定社員に対し、法第二十九条第六項において準用する商法第二百四十二条ノ二第六項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定持分の譲渡の相手方の指定等に係る電磁的方法の規定の準用）

第三条の五 前条の規定は、法第二十九条第八項において商法第二百四十二条ノ二第六項の規定を準用する場合について準用する。

第百四十二条第一項	行会社にあつては、対象株式の種類及び種類ごとの数	七項に規定する特定出資の口数
	対象株式の数	七項に規定する特定出資の口数

2) 法第三十一条第八項の規定において同項において準用する会社法第百四十二条第一項の規定による通知について同法第百四十四条第五項の規定を準用する場合には、同項中「数」とあるのは、「口数」と読み替えるものとする。

(特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権者について準用する会社法の規定の読替え)

第九条 法第三十二条第六項の規定において特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権者について会社法第百五十四条第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項」とあるのは、「資産流動化法第三十二条第五項」と読み替えるものとする。

(特定出資を信託する場合について準用する法等の規定の読替え)

第十条 法第三十三条第三項の規定において同条第一項の規定に基づき特定出資を信託する場合について法第三十二条の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する会社法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十二条第五項	登録特定出資質権者	第三項各号に掲げる事項が特定社員名簿に記載され、又は記録された特定出資信託の受益権に係る質権者
第三十二条第六項	特定出資に 登録特定出資質権者	特定出資信託の受益権に 前項の質権者
	同項各号	同条第三項各号
第三十二条第六項において準用する会社法第百五十四条第一項	前項	資産流動化法第三十三条第三項において準用する資産流動化法第三十二条第五項

2) 法第三十三条第三項の規定において同条第一項の規定に基づき特定出資を信託する場合について会社法第百三十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2) 第三条の三の規定は、法第二十九条第八項において商法第二百四十四条ノ三第二項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の三中「特定社員」とあるのは「特定持分の譲渡の相手方として指定された者」と、「特定目的会社」とあるのは「特定社員」と読み替えるものとする。

(特定社員以外の者による特定持分の譲渡の承認の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

第三条の六 第三条の三の規定は、法第二十九条第九項において同条第四項の規定を準用する場合及び同条第九項において同条第八項において準用する商法第二百四十四条ノ三第二項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同条第九項において同条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは「特定社員以外の者」と、法第二十九条第九項において同条第八項において準用する商法第二百四十四条ノ三第二項において準用する法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは「特定持分の譲渡の相手方として指定された者」と、「特定目的会社」とあるのは「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。

2) 第三条の四の規定は、法第二十九条第九項において同条第六項及び第八項において準用する商法第二百四十四条ノ二第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条の四中「特定社員」とあるのは、「特定社員以外の者」と読み替えるものとする。

(特定社員等に対する通知又は催告に係る電磁的方法)

第三条の七 特定目的会社は、法第三十六条において準用する商法第二百二十四条第二項の規定により同項に規定する通知又は催告をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知又は催告を受けたい旨の申出があつたときは、当該特定社員に対し、法第三十六条において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3) 前二項の規定は、法第三十六条において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「特定社員」とあるのは、「特定出資引受人又は質権者」と読み替えるものとする。

(優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者)

第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定められるのは、次に掲げる者とする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三十三条第一項	株主名簿記載事項	資産流動化法第二十八条第一項第四号に掲げる事項
第百三十三条第二項	株主名簿に 株主名簿	特定社員名簿に 特定社員名簿

〔書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等〕

第十一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 一 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第三項
 - 二 法第四十条第三項
 - 三 法第四十条第九項（法第二百二十二条第十項及び第二百八十六条第四項において準用する場合を含む。）
 - 四 法第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第三項
 - 五 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項
 - 六 法第二百二十二条第三項
 - 七 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十一条第四項
 - 八 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十五条第三項
 - 九 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十七条第一項
 - 十 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十九条第二項
 - 十一 法第八十条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項
 - 十二 法第八十条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項
- 2) 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔特定目的会社の募集特定出資について準用する会社法の規定の読替え〕

第十二条 法第三十六条第五項の規定において同条第一項の特定目的会社の募集特定出資について会社法第二百二条第一項第一号及び第二百四四条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
 - イ 弁護士にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該特定目的会社の役員又は使用人
 - (2) 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者
 - (3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
 - (2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
 - イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該特定目的会社の役員又は使用人
 - (2) 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者
 - (3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
 - (2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
 - イ 弁理士にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該特定目的会社の役員又は使用人
 - (2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
 - (2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 四 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
 - イ 当該特定目的会社の役員又は使用人
 - ロ 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者
 - ハ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和二十八年法律第百五十二号）第五条に規定する

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二条第一項第一号	募集株式（種類株式発行会社にあつては、当該株主の有する種類の株式と同一の種類のもの）	募集特定出資
第二百四条第二項	募集株式が譲渡制限株式である場合には、前項 （取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議	前項 の決議

（不正な払込金額で特定出資を引き受けた者等に対する支払を求める訴え等について準用する会社法の規定の読替え）

第十三条 法第三十六條第十項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百一十一條第一項の規定による支払を求める訴え及び法第三十六條第五項において準用する会社法第二百一十三條第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴えについて同法第八百五十條第四項を準用する場合には、同項中「第五十五條、第二百一十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは、「資産流動化法第九十四條第四項」と読み替えるものとする。

（特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の読替え）
第十四条 法第三十八條の規定において特定目的会社の特定出資の併合について会社法第八十一條第一項及び第八十二條の規定を準用する場合にはこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十一條第一項	株主（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の種類株主。次条において同じ。）	特定社員
第八十二條	株式（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の種類株式。以下この条において同じ。）	特定出資

鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者
五 前各号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの。

（優先出資申込証の用紙の交付に係る電磁的方法）

第四条の二 取締役は、法第三十八條第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該優先出資の申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該優先出資の申込者に対し、法第三十八條第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該優先出資の申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（優先出資申込証の作成に係る電磁的記録）

第四条の三 優先出資の申込者は、法第三十八條第六項の規定により同項に規定する電磁的記録（法第五條第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）による優先出資申込証の作成をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該取締役に対し、その用いる電磁的記録の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た優先出資の申込者は、当該取締役から書面又は電磁的方法により電磁的記録による優先出資申込証の作成を拒む旨の申出があつたときは、法第三十八條第六項に規定する電磁的記録による優先出資申込証の作成をしてはならない。ただし、当該取締役が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（優先出資の申込者に対する資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に係る電磁的方法）

第四条の四 取締役は、法第三十八條第九項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該優先出資の申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た取締役は、当該優先出資の申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該優先出資の申込者に対し、法第三十八條第九項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該優先出資の申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

<p>第二百三十四条第二項</p>	<p>市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については</p>	<p>同項の特定出資については</p>
-------------------	--	---------------------

〔募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する特定資産の価格を調査する者〕

第十五条 法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員（法第六十八条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。以下この条において同じ。）又は使用人

(2) 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者

(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人

(2) 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者

(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の会計参与

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信

（優先出資社員等に対する通知又は催告に係る電磁的方法の規定の準用）

第四条の五 第三条の七第一項及び第二項の規定は、法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合及び法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用するときは、第三条の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、法第四十四条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用するときは、第三条の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは「優先出資申込人、優先出資引受人又は質権者」と読み替えるものとする。

（優先出資の消却について準用する商法等の規定の読替え）

第五条 法第四十八条の二第一項の規定において優先出資の消却について商法第二百五十五条第一項及び第二百二十条第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第二百十五條第一項</p>	<p>二株券ヲ</p>	<p>二優先出資証券及單位未満優先出資証券ヲ</p>
<p>株主及株主名簿</p>	<p>株主及株主名簿</p>	<p>優先出資社員及優先出資社員名簿</p>
<p>第二百二十條第四項</p>	<p>第一項ノ</p>	<p>資産の流動化に関する法律第四十八條の二第一項ニ於テ準用スル第二百五條第一項ノ</p>

2 法第四十八条の二第一項の規定において法第十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について法第十八条の十第二項の規定を準用する場合においては、同項中「前項」とあるのは「第四十八条の二第一項」と、「前条第三項」とあるのは「第一百八条の九第三項」と読み替えるものとする。

3 法第四十八条の二第二項の規定において優先出資の消却について商法第二百三十三條第四項の規定を準用する場合には、同項中「第三百七十六條第一項及第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十八条の八第三項又ハ第一百八条の九第三項ニ於テ準用スル第三百七十六條第一項及第二項」と読み替えるものとする。

託の受益権の場合に限る。)

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人

(2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。)及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

ロ 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和二十八年法律第百五十二号)第五条に規定する鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者
五 前各号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(特定目的会社の優先出資の併合について準用する会社法の規定の読替え)

第十六条 法第五十条第一項の規定において特定目的会社の優先出資の併合について会社法第百八十条第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同号中「種類株式発行会社」とあるのは、「二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社」と読み替えるものとする。

(特定目的会社の優先出資の消却及び併合について準用する会社法の規定の読替え)

第十七条 法第五十条第三項の規定において特定目的会社の優先出資の消却及び併合について会社法第二百三十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「相当する数の」とあるのは、「相当する口数の」と読み替えるものとする。

(電磁的方法による通知の承諾等)

第十八条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 法第五十五条第三項(法第五十六条第三項において準用する場合を含む。)

(単位未満優先出資について準用する商法の規定の読替え)

第五条の二 法第四十八条の四の二第五項の規定において単位未満優先出資証券について商法第二百五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「株式」とあるのは、「単位未満優先出資」と読み替えるものとする。

第五条の三 法第四十八条の四の三第三項の規定において同条第二項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について商法第二百二十条ノ五第二項の規定を準用する場合には「資産の流動化に関する法律第四十四条第三項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と読み替えるものとする。

第六条 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資社員について商法第二百二十条ノ四の規定を準用する場合には、同条第一項中「端株原簿」とあるのは、「単位未満優先出資原簿」と読み替えるものとする。

2) 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資原簿に記載又は記録のある単位未満優先出資社員について商法第二百二十条ノ五の規定を準用する場合には、同項中「端株原簿」と読み替えるものとする。

第二百二十条ノ五第一項	読み替えられる商法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
端株ト	単位未満優先出資ト	端株ト	単位未満優先出資ト
一株	優先出資一口	一株	優先出資一口
端株ヲ取得シタル	単位未満優先出資原簿ニ記載又ハ記録スベキ単位未満優先出資ヲ取得シタル時又ハ其ノ単位未満優先出資トベキ単位未満優先出資証券ヲ特定目的会社ニ提出シタル	端株ヲ取得シタル	単位未満優先出資原簿ニ記載又ハ記録スベキ単位未満優先出資ヲ取得シタル時又ハ其ノ単位未満優先出資トベキ単位未満優先出資証券ヲ特定目的会社ニ提出シタル
第二百二十条ノ五第二項	読み替えられる商法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
株主	優先出資社員	株主	優先出資社員
第二百二十四条ノ三第一項	資産の流動化に関する法律第四十四条第三項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項	株主	優先出資社員
株主	優先出資社員	株主	優先出資社員

二 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第二項
 三 法第三百二十二条第二項（法第四百十條第二項及び第五百一十一條第五項において準用する場合を含む。）
 四 法第八十條第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項（法第八十條第四項において準用する会社法第五百四十九條第四項において準用する場合を含む。）

2) 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（社員総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立てがあつた場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条 法第五十八條第二項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合について会社法第三百七条第三項の規定を準用する場合には、同項中「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」とあるのは、「取締役及び監査役」と読み替へるものとする。

（資産流動化計画違反の社員総会の決議の取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第二十條 法第六十四條第一項の規定において同条第一項の決議の取消しの訴えについて会社法第九百三十七條第一項（第一号ト②に係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二條第四項において準用する第九百三十條第二項各号」と読み替へるものとする。

（有議決権事項を会議の目的に含む社員総会について準用する会社法の規定の読替え）

第二十一條 法第六十五條第一項の規定において法第五十六條第一項の社員総会（法第五百一十二條第一項に規定する計画変更決議を行う社員総会を除く。）について会社法第三百条本文の規定を準用する場合には、同条本文中「前条」とあるのは、「資産流動化法第五十六條第一項及び第二項」と読み替へるものとする。

（特定目的会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え）

第二十二條 法第六十五條第三項の規定において特定目的会社の社員総会について会社法第三百十四條及び第三百十八條第四項の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替へは、次の表のとおりとする。

読み替へる会社法の規定

読み替へられる字句

読み替へる字句

3) 法第四十八條の五の規定において単位未満優先出資について商法第二百二十條ノ六の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

一株	優先出資一口
読み替へる商法の規定	読み替へる字句
第二百二十條ノ六第二項	株式ニ 優先出資ニ
第二百二十條ノ六第三項	一株ニ 優先出資一口ニ
第二百二十條ノ六第四項	株式 優先出資 発行済株式ノ総数 発行済優先出資ノ総口数

（単位未満優先出資社員に対する通知又は催告に係る電磁的方法の規定の準用）

第六條の二 第三條の七第一項及び第二項の規定は、法第四十八條の五において商法第二百一十四條第二項の規定を準用する場合には、この場合において、第三條の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは、「単位未満優先出資社員」と読み替へるものとする。

（優先出資について準用する商法等の規定の読替え）

第七條 法第四十九條第一項の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替へる商法の規定	読み替へる字句	読み替へる字句
第二百九條第三項	受クベキ株券 株券ノ交付 旧株券	受クベキ優先出資証券又ハ 単位未満優先出資証券 優先出資証券又ハ単位未満 優先出資証券ノ交付 旧優先出資証券又ハ旧単位 未満優先出資証券
第二百十四條第三項	株式ノ数	優先出資ノ口数
第二百十五條第一項	株券 株主及株主名簿	優先出資証券及単位未満優 先出資証券 優先出資社員及優先出資社 員名簿
第二百十五條第三項	株式ノ数	優先出資ノ口数

第三百十四條	株主の	社員の
第三百十八條第四項	株主	社員

〔特定目的会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え〕

第二十三條 法第六十五條第四項の規定において特定目的会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二條第四項において準用する第九百三十條第二項各号」と読み替えるものとする。

〔会計監査人を置くことを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額〕

第二十四條 法第六十七條第一項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

〔業務の執行に関する検査役の選任の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について準用する会社法の規定の読替え〕

第二十五條 法第八十一條第二項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について会社法第三百五十九條第三項の規定を準用する場合には、同項中「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」と読み替えるものとする。

〔特定目的会社の取締役について準用する会社法の規定の読替え〕

第二十六條 法第八十五條の規定において特定目的会社の取締役について会社法第三百五十七條第一項の規定を準用する場合には、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

〔会計参与設置会社について準用する会社法の規定の読替え〕

第二十七條 法第八十六條第二項の規定において会計参与設置会社について会社法第三百七十五條第一項及び第三百七十八條第一項第一号の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百七十五條第一項	株主（監査役設置会社にあつては、監査役）	監査役

第二百十五條第四項	株券	優先出資証券
第二百十六條第一項	旧株券	旧優先出資証券又ハ旧単位
	新株券	新優先出資証券又ハ新単位

第二百二十條第一項

発行、併合又ハ分割	併合
一株	優先出資一口
株主	優先出資社員
端株ハ	単位未満優先出資ハ
株券	優先出資証券又ハ単位未満
	優先出資証券

第二百二十條第四項において準用する第二百十六條第一項

旧株券	旧優先出資証券又ハ旧単位
新株券	新優先出資証券又ハ新単位
	未滿優先出資証券
	未滿優先出資証券
	資産の流動化に関する法律
	第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）

第二百八十條ノ十一第二項において準用する第二百六十八條第五項

株主総会	社員総会
定時総会	定時社員総会
	資産の流動化に関する法律
	第七十三條第三項

2| 法第四十九條第一項の規定において優先出資について法第七十五條第三項の規定を準用する場合においては、同項中「前項において準用する商法第二百六十七條第三項又は第四項」とあるのは、「第四十九條第一項において準用する商法第二百八十條ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

3| 法第四十九條第一項の規定において優先出資の発行の無効の訴えについて商法第二百八十條ノ十七の規定を準用する場合には、当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十條ノ十七第一項	新株ハ	新優先出資ハ

第三百七十八条第一項第一号	一週間（取締役会設置会社にあつては、二週間）前の日（第三百十九条第一項）	一週間前の日（資産流動化法第六十三条第一項）
---------------	--------------------------------------	------------------------

（特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）
 第二十八條 法第九十七條第二項の規定において特定目的会社における責任追及の訴えについては、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百四十七條第三項及び第四項 第八百四十七條第五項	読み替えられる字句 第一項	読み替える字句 資産流動化法第九十七條第一項
第八百四十九條第四項	第一項の 公告し、又は株主	同条第一項の 特定社員に通知し、かつ、第二種特定目的会社にあつては、その旨を公告し、又は優先出資社員
第八百五十條第四項	第五十五條、第二百二十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。） 、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。） 、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	資産流動化法第九十四條第四項及び第二百二十條第五項

（優先資本金の額の減少をする場合について準用する法等の規定の読替え）
 第二十九條 法第十條第四項の規定において同条第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合については、法第六十四條第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項の決議」とあるのは、「前項の決定」と読み替えるものとする。

第二百八十條ノ十七條第二項	株券	優先出資証券及單位未滿優先出資証券
---------------	----	-------------------

（不正な価額で優先出資を引き受けた者に対する支払を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用）
 第七條の二 第三條の二の規定は、法第四十九條第一項において商法第二百八十條ノ十一條第二項において準用する同法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

第七條の三 法第四十九條第三項の規定において單位未滿優先出資証券につき同条第二項において準用する商法第二百五條第一項の規定による提出がない場合について同法第二百二十條第四項の規定を準用する場合には、同項中「株券」とあるのは、「單位未滿優先出資証券」と読み替えるものとする。

（社員総会の招集に係る電磁的方法）

第七條の四 社員総会を招集する者は、法第五十二條第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た社員総会を招集する者は、当該特定社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があつたときは、当該特定社員に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社員が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（社員総会の招集の通知の特例に係る電磁的方法の規定の準用）

第七條の五 前條の規定は、法第五十三條第四項において法第五十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前條中「特定社員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

（少数社員による社員総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）

第七條の六 第三條の三の規定は、法第五十四條第四項及び第五十六條第五項において法第十九條第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三條の三中「特定社員」とあるのは「社員」と、「特定目的会社」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

2) 法第百十條第四項の規定において同条第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合については法第六十四條第二項において準用する会社法第九百三十七條第一項(第一号ト(2)に係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二條第四項において準用する第九百三十條第二項各号」と読み替えるものとする。

(特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第三十條 法第百十二條の規定において特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の訴えについて会社法第八百三十六條第一項の規定を準用する場合には、同項中「株主又は設立時株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(取締役の責任等について準用する会社法の規定の読替え)

第三十一條 法第百十九條第一項の規定において法第一百七七條の規定による取締役の責任について会社法第四百六十二條第二項及び第三項の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十二條第一項	前項	資産流動化法第一百七七條
	同項各号	同条各号
	同項の	同条の
第四百六十二條第三項	第一項	資産流動化法第一百七七條
	同項各号	同条各号
	総株主	総社員

2) 法第百十九條第一項の規定において特定目的会社の社員について会社法第四百六十三條の規定を準用する場合には、当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十三條第一項	前条第一項に	資産流動化法第一百七七條に
	金銭等	配当金の額又は分配金の額
	前条第一項の金銭を支払った業務執行者	資産流動化法第一百七七條に規定する取締役
	同項各号	同条各号
第四百六十三條第二項	前条第一項	資産流動化法第一百七七條
	同項	同条

3) 法第百十九條第一項の規定において法第一百五十三條の規定による請求に応じた特定目的会

(優先出資社員の議決権の行使について準用する商法の規定の読替え)

第七條の七 法第五十九條第二項の規定において優先出資社員の議決権の行使について商法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同項中「第二百三十二條第二項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第五十三條第四項ニ於テ準用スル同法第五十二條第二項」と読み替えるものとする。

(優先出資社員の議決権の不統一行使に係る電磁的方法の規定の準用)

第七條の八 第三條の二の規定は、法第五十九條第二項において商法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合には、この場合において、第三條の二の「社員」とあるのは、「優先出資社員」と読み替えるものとする。

(電磁的方法により議決権を行使することができる旨の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する商法の規定の読替え)

第七條の九 法第五十九條の二第二項の規定において同条第一項の定めをした特定目的会社の社員総会について商法第二百三十九條ノ三第五項において準用する同法第二百四條ノ二第三項の規定を準用する場合には、同項中「第二百三十二條第二項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第五十二條第二項(同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」と読み替えるものとする。

(電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である事項の提供に係る電磁的方法)

第七條の十 特定目的会社は、法第五十九條の二第二項において準用する商法第二百三十九條ノ三第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該社員に対し、法第五十九條の二第二項において準用する商法第二百三十九條ノ三第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(議決権の行使に係る電磁的方法)

第七條の十一 社員は、法第五十九條の二第二項において準用する商法第二百三十九條ノ三第

社の取締役の責任について会社法第四百六十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十四条第一項	第百十六条第一項	資産流動化法第百五十三条
	株式	優先出資
	株主	優先出資社員
	業務執行者	取締役
第四百六十四条第二項	総株主	総社員

4 法第百十九条第一項の規定において法第百十八条の規定による特定目的会社の取締役の責任について会社法第四百六十五条第二項の規定を準用する場合には、同項中「総株主」とあるのは、「総社員」と読み替えるものとする。

5 法第百十九条第二項の規定において法第百十七条の規定による同条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに法第百十八条の規定及び法第百十九条第一項の規定において準用する会社法第四百六十四条の規定による特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて同法第八百五十条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第五十五條、第百二十条第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは、「資産流動化法第百十九條第一項において準用する第四百六十二條第三項（資産流動化法第百十四條第一項又は第百十五條第三項に規定する額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」と読み替えるものとする。

（利益の返還を求める訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第三十二條 法第百二十條第六項において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法第八百五十二條第三項の規定を準用する場合には、同項中「第八百四十九條第一項」とあるのは、「資産流動化法第百二十條第六項において準用する第八百四十九條第一項」と読み替えるものとする。

（募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する特定資産の価格を調査する者）

第三十三條 法第百二十二條第一項第十八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

五項の規定により同項に規定する事項及び情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た社員は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特定目的会社に対し、法第五十九條の二第二項において準用する商法第二百三十九條ノ三第五項に規定する事項及び情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（資産流動化計画違反の社員総会決議取消しの訴えについて準用する商法の規定の読替え）

第八條 法第六十一條の二第二項の規定において同条第一項の訴えについては、同条第一項中「合併ヲ無効トスル」とあるのは、「決議ヲ取消ス」と読み替えるものとする。

（特定目的会社の社員総会について準用する商法の規定の読替え）

第八條の二 法第六十二條の規定において特定目的会社の社員総会について商法の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七條ノ三第三項において準用する第二百四條ノ二第三項	第二百三十二條第二項	資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
第二百三十九條第三項において準用する第二百四條ノ二第三項	第二百三十二條第二項	資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
第二百四十四條第六項において準用する第二百六十三條第三項	第一項第二号第三号又ハ第四号ニ定ムル場所	本店又ハ支店

（代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法）

第八條の三 社員又はその代理人は、法第六十二條において準用する商法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定により同項に規定する情報を提供

- 一 第十五条各号に掲げる者
- 二 特定社債に係る法第二百二十六条に規定する特定社債管理者
- 三 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社（特定社債に物上担保が付される場合に限る。）

（特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え）

第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者について会社法第八百六十八条第三項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五十五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条」とあるのは「第七百七条」と、第七百十四條第一項及び第三項、第七百十八條第三項、第七百三十二條、第七百四十條第一項並びに第七百四十一條第一項」とあるのは「並びに第七百十四條第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

（特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する会社法の規定の読替え）

第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第七百三十七條第二項において準用する資産流動化法第二百二十七條第八項において準用する第七百八條	読み替えられる字句 前条	読み替える字句 資産流動化法第二百二十七條第八項において準用する第七百七條
第七百四十條第一項	第六百二十七條、第六百三十五條、第六百七十條、第七百七十九條（第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九條（第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九條（第八百二條第二項において準用する場合を含む。）、第八百十條（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）の	の規定

しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2] 前項の規定による承諾を得た社員又はその代理人は、当該特定目的会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該特定目的会社に対し、法第六十二条において準用する商法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（社員総会において取締役及び監査役の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法の規定の準用）

第八條の四 第三條の二の規定は、法第六十二条において商法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

（無議決権事項の決議に係る電磁的方法）

第八條の五 社員総会を招集する者は、法第六十三條第一項の規定により同項に規定する電磁的方法による決議をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、総特定社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2] 前項の規定による承諾を得た社員総会を招集する者は、特定社員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、法第六十三條第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての特定社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて準用する商法の規定の読替え）

第八條の六 法第七十五條第二項の規定において特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同項中「第二百三十二條第二項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と読み替えるものとする。

（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）

第八條の七 第三條の二の規定は、法第七十五條第二項において商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第七十八條において有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十五條ノ二第二項において準用する商法第二百

第八百六十五条第四項	ものに限り、社債管理者がある場合にあつては当該社債管理者を含む。」とする	資産の流動化に関する法律 第二百二十九条第二項において準用する会社法第八百六十五条第一項
------------	--------------------------------------	---

(特定社債に関する法令の適用)

第三十六条 法第百三十条第一項に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十三條及び第八十二條第二項を除く。)、及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)、信託業法(平成十六年法律第五十四号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保付社債信託法(以下この表において「担保法」という。)(第二條第三項)	会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二条	資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百二十六条
担保法第四條	次二掲クルモノ	次二掲クルモノ(第十四号ニ掲クルモノヲ除ク)
担保法第四條第十五号	内閣府令・法務省令	内閣府令
担保法第十九條第一項第十号	会社法第六百九十八條	資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用する会社法第六百九十八條
担保法第十九條第一項第十号	会社法第七百六条第一項第二号	資産の流動化に関する法律第二百二十七條第四項第二号
担保法第二十四條第一項	会社法第六百七十七條第一	資産の流動化に関する法律

ついで法第三十八條第三項及び第三十九條第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八條第三項	優先出資申込証	特定社債申込証
第三十九條第三項	前項 優先出資申込証	特定社債 特定社債申込証

(特定社債申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

第十一條の二 第四條の二の規定は、法第百十條第六項において法第三十八條第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の二中「優先出資の申込者」とあるのは、「特定社債の応募者」と読み替えるものとする。

(特定社債申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

第十一條の三 第四條の三の規定は、法第百十條第六項において法第三十八條第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の三中「優先出資の申込者」とあるのは「特定社債の応募者」と、「優先出資申込証」とあるのは「特定社債申込証」と読み替えるものとする。

(特定社債の応募者に対する資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

第十一條の四 第四條の四の規定は、法第百十條第六項において法第三十八條第九項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の四中「優先出資の申込者」とあるのは、「特定社債の応募者」と読み替えるものとする。

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する商法の規定の読替え)

第十一條の五 法第百十三條第一項の規定において特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百二十一条ノ三第一項	取締役会ノ決議	取締役会ノ決議(招集者が特定社債ヲ発行シタル特定目的会社ナルトキハ其ノ取

担信法第二十四条第二項	項各号 新株予約権付社債 第六百七十七条第一項各号 第二百四十二条第一項各号	第二百二十二条第一項各号 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債 資産の流動化に関する法律 第二百二十二条第一項各号 資産の流動化に関する法律 第二百二十二条第一項各号に掲げる事項及び同法第三百十三条第一項又は第四百四十一条第一項
担信法第二十六条	会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項（新株予約権付社債に係る担保付社債券にあつては、同法第二百九十二条第一項の規定により記載すべき事項）	資産の流動化に関する法律 第二百二十五条において準用する会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項（転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債に係る担保付特定社債券にあつては、資産の流動化に関する法律第三百三十三条第二項又は第四百四十一条第二項の規定により記載すべき事項を含む。）
担信法第二十八条	会社法第六百八十一条各号	資産の流動化に関する法律 第二百二十五条において準用する会社法第六百八十一条各号
担信法第三十一条	会社法第七百十七条第二項、第七百十八条第一項及び第四項、第七百二十条第一項、第七百二十九条第一項並びに第七百三十一条第三項	資産の流動化に関する法律 第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百十七条第二項、第七百十八条第一項及び第四項、第七百二十条第一項、第七百二十九条第一項並びに第七百三十一条第三項

第三百二十一条ノ三第二項において準用する第二百四十二条ノ第三項	定時総会	定時社員総会
第三百二十二条第一項	第三百九条ノ四	資産の流動化に関する法律 第一百一十一条第六項ニ於テ準用スル第三百九条ノ四
第三百三十九条第一項において準用する第二百三十九条第三項において準用する第二百四十二条ノ第三項	定時総会	定時社員総会

（特定社債権者の議決権の行使に係る電磁的方法）

第十一条の六 特定社債権者は、法百十三条第一項において準用する商法第三百二十一条ノ三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社債権者集会の招集者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た特定社債権者は、当該特定社債権者集会の招集者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特定社債権者集会の招集者に対し、法百十三条第一項において準用する商法第三百二十一条ノ三第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定社債権者集会の招集者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定社債権者集会の招集の通知に係る電磁的方法）

第十一条の七 特定社債権者集会の招集者は、法百十三条第一項において準用する商法第三百二十二条第三項において準用する同法第二百三十二条第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

担信法第三十二條	会社法第七百二十四條第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百二十四條第一項
担信法第三十三條第一項	会社法第七百三十一條第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百三十一條第一項
担信法第三十四條第一項	会社法第七百三十七條第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百三十七條第一項
担信法第三十四條第一項第一号	会社法第七百三十七條第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百三十七條第二項
担信法第三十四條第二項	会社法第七百三十六條第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百三十六條第一項
担信法第八十三條第一項	付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強制執行ヲ為シ又ハ企業担保權ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得	付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強制執行ヲ為シ又ハ担保權ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得
担信法第八十九條第二項	会社法第七百七條	資産の流動化に関する法律第二百二十七條第八項ニ於テ準用スル会社法第七百七條
担信法第九十一條第一項及び第九十二條第一項	会社法第七百四十一條第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九條第二項ニ於テ準用スル会社法第七百四十一條第一項
担信法第九十一條第三項及	会社法第七百四十一條第三項	資産の流動化に関する法律第二百二十九條第二項ニ於テ準用スル会社法第七百四十一條第三項

- 2| 前項の規定による承諾を得た特定社債権者集会の招集者は、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けたい旨の申出があったときは、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社に対し、招集の通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 3| 前二項の規定は、法第百十三條第一項において商法第三百三十九條第一項において準用する同法第二百三十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社」とあるのは、「特定社債権者」と読み替えるものとする。
- (特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法の規定の準用)
- 第十一條の八 第三條の七第一項及び第二項の規定は、法第百十三條第一項において商法第二百二十四條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三條の七第一項及び第二項中「特定社員」とあるのは、「特定社債の応募者又は特定社債権者」と読み替えるものとする。
- 2| 第三條の二の規定は、法第百十三條第一項において商法第三百二十條第四項及び第三百三十四條第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第百十三條第一項において商法第三百三十九條第一項において準用する同法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第百十三條第一項において商法第三百二十條第四項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するときは、第三條の二中「社員」とあるのは「特定社債権者」と、「特定目的会社」とあるのは「特定社債を発行した特定目的会社又は特定社債管理会社」と、法第百十三條第一項において商法第三百三十四條第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するときは、第三條の二中「社員」とあるのは「特定社債権者集会の決議の執行者」と、法第百十三條第一項において商法第三百三十九條第一項において準用する同法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するときは、第三條の二中「社員」とあるのは「特定社債権者」と、「特定目的会社」とあるのは「特定社債権者集会の招集者」と読み替えるものとする。
- 3| 第八條の三の規定は、法第百十三條第一項において商法第三百三十九條第一項において準用する同法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八條の三中「社員又はその代理人」とあるのは「特定社債権者又はその代理人」と、「特定目的会社」とあるのは「特定社債権者集会の招集者」と読み替えるものとする。

第九十二条第三項	項	第二百二十九条第二項ニ於テ準用スル会社法第七百四十一条第三項
社債等登録法施行令第三十六条第一項第四号	新株予約権付社債	新優先出資引受権付特定社債
社債等登録法施行令第六十二條第一項	新株予約権ノ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十八條第三項及第七百二十三條第三項	新優先出資引受権ノ 資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項ニ於テ準用スル会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十八條第四項及第七百二十三條第三項

（轉換特定社債について準用する会社法の規定の読替え）

第三十七條 法第百三十八條第一項の規定において特定目的会社の轉換特定社債について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十條	発行又は自己株式の処分	発行
第二百十二條第一項	募集株式の引受人	募集轉換特定社債（資産流動化法第二百一十一條第一項の募集に應じて轉換特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる轉換特定社債をいう。第一号において同じ。）の引受人
第二百十二條第一項第一号	募集株式を	募集轉換特定社債を
第九百十五條第三項	第一項の規定にかかわらず	資産流動化法第四十二條第九項及び資産流動化法第三十四條第三項において準用する第九百十五條第一項の規定にかかわらず

（特定社債に関する法令の適用）

第十二條 法第百十三條第二項に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（同法第四條第二項、第二十三條、第三十二條及び第八十二條第二項を除く。）及び担保付社債信託法第四十一條第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手續等を定める政令（平成十四年政令第五十一号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法（平成十六年法律第五十四号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保付社債信託法（以下この表において「担保法」という。）第二条第二項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條	資産の流動化に関する法律第九條
担保法第四条第一項	左ニ掲グルモノ	左ニ掲グルモノ（第十四号ニ掲グルモノヲ除ク）
担保法第十九條	左ノ事項	左ノ事項（第十号ニ掲グル事項ヲ除ク）
担保法第二十二條第一項	物上担保付社債（新株予約権付社債ヲ除ク） 商法第三百一十一條第二項及第三項	物上担保付特定社債 資産の流動化に関する法律第一百十條第二項、第一百十三條の二の三第一項及第一百十三條の四の三第一項
担保法第二十二條第二項	商法第三百一十一條第二項第三号乃至第八号、第十号及第十五号	資産の流動化に関する法律第一百十條第二項第五号乃至第八号、第十号乃至第十二号及第十五号、第一百十三條の二の三第一項並ニ第一百十三條の四の三第一項

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する会社法の規定の読替え)
 第三十八条 法第四百七条第一項の規定において新優先出資引受権付特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十條	株式会社 発行又は自己株式の処分	特定目的会社 発行
第二百十二條第一項	募集株式の引受人	募集新優先出資引受権付特定社債(資産流動化法第二百一十一條第一項の募集に應じ新優先出資引受権付特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新優先出資引受権付特定社債をいう。第一号において同じ。)の引受人
第二百十二條第一項第一号	募集株式を 当該募集株式	募集新優先出資引受権付特定社債を 当該募集新優先出資引受権付特定社債
第九百十五條第三項	第一項の規定にかかわらず	資産流動化法第四十二條第九項及び資産流動化法第四十四條第二項において準用する資産流動化法第三百三十四條第三項において準用する第九百十五條第一項の規定にかかわらず

(優先出資社員による優先出資買取請求について準用する会社法の規定の読替え)
 第三十九條 法第五百十三條第四項の規定において特定目的会社の優先出資社員による優先出資買取請求について会社法第九百十七條第六項の規定を準用する場合には、同項中「株式」とあるのは、「優先出資」と読み替えるものとする。

(特定社債権者集会の承認の決議について準用する法の規定の読替え)
 第四十條 法第五百十四條第六項の規定において同条第一項の特定社債権者集会の承認の決議

担信法第三十四條	新株予約権付社債 商法第三百四十一條ノ十	資引受権付特定社債 資産の流動化に関する法律 第三百十三條の二の四又ハ 第三百十三條の四の六
担信法第三十五條	為スベシ 商法第三百六條第二項又ハ 第三百四十一條ノ八第二項 各号	為スベシ此ノ場合ニ於テハ 轉換特定社債又ハ新優先出 資引受権付特定社債ノ総額 ニ代ヘ其ノ回ノ発行金額ヲ 登記スベシ 資産の流動化に関する法律 第三百十三條第一項ニ於テ準 用スル商法第三百六條第二 項、資産の流動化に関する 法律第三百十三條の二の三第 一項及第三百十三條の四の三 第一項
担信法第四十條第一項	商法第三百十七條又ハ第三 百四十一條ノ九	資産の流動化に関する法律 第三百十三條第一項ニ於テ準 用スル商法第三百十七條、 資産の流動化に関する法律 第三百十三條の二の三第一項 及第三百十三條の四の三第一 項
担信法第四十一條第三項	商法第三百十七條第二項	資産の流動化に関する法律 第三百十三條第一項ニ於テ準 用スル商法第三百十七條第 二項
担信法第五十八條	同条第二項 及商法	資産の流動化に関する法律 第三百十三條第一項ニ於テ準 用スル商法第三百十七條第 二項 資産の流動化に関する法 律及同法ニ於テ準用スル商

について法第六十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条第一項	優先出資社員 有議決権事項に係る議案（ 複数の議案が提出された場 合において、これらのうち に相反する趣旨の議案があ るときは、当該議案のいず れをも除く。）	特定社債権者 資産流動化計画の変更に係 る議案
第六十二条第三項	優先出資社員	特定社債権者

（特定目的借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法）

第四十一条 特定目的会社は、法第五十七条第二項において準用する法第三十二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により法第五十七条第一項の催告をする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的借入れに係る債権者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定目的借入れに係る債権者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による催告を受けない旨の申出があったときは、当該特定目的借入れに係る債権者に対し、法第五十七条第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的借入れに係る債権者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定目的会社の解散の命令等について準用する会社法の規定の読替え）

第四十二条 法第六十三条の規定において特定目的会社の解散の命令及び特定目的会社の財産の保全について会社法第八百二十四条及び第八百二十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四条第一項	株主、社員	社員
第八百二十四条第三項	業務執行取締役、執行役員又は業務を執行する社員	取締役
号	法令若しくは定款	法令又は資産流動化計画若しくは定款

担信法第五十九条第二項	商法第三百二十条第三項及第七項（同法第三百二十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項	法 資産の流動化に関する法律 第三百三十一條ニ於テ準用スル商法第三百二十条第三項及第七項（資産の流動化に関する法律第三百三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項
担信法第六十条	商法第三百二十四条	資産の流動化に関する法律 第三百三十一條ニ於テ準用スル商法第三百二十四条
担信法第六十一条第三項及第六項	商法第三百三十九条第二項及第六項	資産の流動化に関する法律 第三百三十一條ニ於テ準用スル商法第三百三十九条第二項及第六項
担信法第六十三条	商法第三百三十条第一項	資産の流動化に関する法律 第三百三十一條ニ於テ準用スル商法第三百三十条第一項
担信法第六十五条	商法第三百三十条第一項本文	資産の流動化に関する法律 第三百三十一條ニ於テ準用スル商法第三百三十条第一項本文
担信法第八十三条第一項	付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強制執行ヲ為シ担保権ノ実行ノ申立ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得	担保権ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得
担信法第八十九条第二項	商法第三百九条ノ四	資産の流動化に関する法律 第三百一十一條第六項ニ於テ準

第八百二十四条第二項並びに第八百二十五条第一項及び第三項	株主、社員	社員
------------------------------	-------	----

(特定目的会社の清算等について準用する法等の規定の読替え)

第四十三条 法第七十条第三項において清算特定目的会社の清算人について法等の規定を準用する場合における法等の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法等の規定 法第八十四条第二項	読み替えられる字句 資産流動化法第八十四条第一項第二号	読み替える字句 資産流動化法第七十条第三項において準用する資産流動化法第八十四条第一項第二号
会社法第三百五十四条 会社法第四百八十五条	代表取締役 第四百七十八条第二項から第四項まで	代表清算人 資産流動化法第六十七条第三項から第六項まで

2) 法第七十四条第三項の規定において清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴えについて法第九十七条第二項において会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百四十七条第三項、第四項及び第五項	読み替えられる字句 第一項	読み替える字句 資産流動化法第七十四条第三項において準用する資産流動化法第九十七条第一項
第八百四十九条第四項	公告し、又は株主	特定社員に通知し、かつ、第二種特定目的会社にあつては、その旨を公告し、又は優先出資社員
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分に)	資産流動化法第七十二条第四項において準用する資産流動化法第九十四条第四項

担保法第九十一条第一項及び第九十二条第一項	商法第三百三十六条第一項	用スル商法第三百九条ノ四 資産の流動化に関する法律 第三百三十一項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第一項
-----------------------	--------------	--

担保法第九十一条第三項及び第九十二条第三項	商法第三百三十六条第二項	資産の流動化に関する法律 第三百三十一項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第二項
-----------------------	--------------	--

担保法第一百条第十二号	第二十二條第一項若ハ第二項又ハ第二十三條第一項若ハ第二項	第二十二條第一項又ハ第二項
-------------	------------------------------	---------------

担保法等登録法施行令第三十六條第一項	又ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙(此等ノ) 商法第三十三條ノ二第一項	ノ用紙(其ノ) 資産の流動化に関する法律 第五條第三項
--------------------	---------------------------------------	-----------------------------------

担保法等登録法施行令第三十六條第一項	新株予約権付社債 新株予約権	新優先出資引受権付特定社債 新優先出資ノ引受権
--------------------	-------------------	----------------------------

担保法等登録法施行令第六十二條	商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百二十條第六項及第三百二十一條第二項	資産の流動化に関する法律 第三百三十一項ニ於テ準用スル商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百二十一條第六項及第三百二十一條第二項
-----------------	---------------------------------------	--

(転換特定社債発行事項の通知に係る電磁的方法)

第十三条 特定目的会社は、法第十三条の二の二第二項の規定により同項に規定する通知をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2) 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該社員に対し、法第十三条の二の二第二項に規定する通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該社員が再

第五百二条及び第五百三条第三項	株主	各号
第九百二十八条第一項	第四百七十八条第一項第一号	資産流動化法第六十七條第一項第一号

(清算特定目的会社の特別清算について準用する会社法の規定の読替え)

第四十四条 法第八十条第四項の規定において清算特定目的会社の特別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五百十二条第一項及び第五百十六條	株主	社員
第五百二十一条	第四百九十二条第三項	資産流動化法第七十六條第一項
第五百二十三條及び第五百二十四條第一項	株主	社員
第五百三十二條第二項	株式	特定出資又は優先出資
第五百三十四條	及び第五百二十九條ただし書を除く	、第五百二十九條ただし書及び第五百三十條第二項を除く
第五百四十條第一項及び第二項	株主	社員
第五百四十一條第一項	株主の 株主名簿記載事項	社員の 資産流動化法第二十八條第一項各号に掲げる事項又は資産流動化法第四十三條第一項各号に掲げる事項
第五百四十一條第二項	株主名簿に	特定社員名簿又は優先出資社員名簿に
第五百四十二條第一項	株主	社員
第五百四十三條	株主	資産流動化法第九十四條第一項
第五百六十二條	第四百九十二條第一項	社員
		資産流動化法第七十六條

準用する同法第二百六十七條第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

(不正な価額で転換特定社債を引き受けた者に対する支払を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第十四條の二 第三條の二の規定は、法第十三條の三において商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(新優先出資引受権付特定社債発行事項の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

第十四條の三 第十三條の規定は、法第十三條の四の二第二項において法第十三條の二の二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(新優先出資の引受権の行使に係る電磁的方法の規定の準用)

第十四條の四 第十三條の二の規定は、法第十三條の四の七第三項において法第十三條の二の五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三條の二の「転換を請求する者」とあるのは、「新優先出資の引受権を行使する者」と読み替えるものとする。

(新優先出資引受権付特定社債について準用する商法等の規定の読替え)

第十五條 法第十三條の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について商法第二百八十条ノ十一の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十条ノ十一第二項	第二百三十二條第二項	資産の流動化に関する法律第五十二條第二項(同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第二項において準用する第二百六十八條第五項	株主総会 定時総会	社員総会 定時社員総会
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十八條第五項	第二百六十六條第五項	資産の流動化に関する法律第七十三條第三項

2) 法第十三條の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について法第七十五條第三項の規定を準用する場合には、同項中「前項において準用する商法第二百六十七條第三項又は第四項」とあるのは、「第一百十三條の五において準用する商法第二百八十条ノ十一

第五百七十二条	株主	第一項
第八百八十条第一項	第二編第九章第一節（第五百八条を除く。）	資産流動化法第二編第二章第十二節第一款（資産流動化法第七十九条第一項において準用する第五百八条を除く。）
第八百八十一条	第二編第九章第二節（第五百四十七条第三項を除く。）	資産流動化法第二編第二章第十二節第二款（資産流動化法第八十条第四項において準用する第五百四十七条第三項を除く。）
第八百八十六条第一項	第二編第九章第二節	資産流動化法第二編第二章第十二節第二款
第八百八十七条第一項第二項	同章第一節若しくは第二節若しくは第一節（同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節	同節第一款若しくは第二款
第八百八十八条第一項	株主	社員
第九百三十八条第二項第一項	第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項	資産流動化法第六十八条第五項において準用する資産流動化法第七十六条第二項又は資産流動化法第七十一条第六項において準用する第三百五十一条第二項

（特定目的会社の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第四十五条 法第八十三条第一項の規定において特定目的会社の登記について商業登記法第四十六条（第四項を除く。）及び第六十四条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
--------------	-----------	---------

第二項において準用する同法第二百六十七条第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

（不正な価額で新優先出資引受権付特定社債を引き受けた者に対する支払を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用）

第十五条の二 第三条の二の規定は、法第十三条の五において商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四十四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

（特定資本の増加について準用する有限会社法及び商法の規定の読替え）

第十五条の三 法第十六条第三項の規定において特定資本の増加の場合における特定出資の引受けについて有限会社法第五十二条第二項において準用する商法第七十五条第七項及び第八項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える有限会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条第二項において準用する商法第七十五条第七項	株式申込人 發起人	特定出資ノ引受ヲ為サントスル者 取締役
第五十二条第二項において準用する商法第七十五条第八項	株式申込証ノ作成 株式申込証ト	特定出資ノ引受ヲ証スル書面ノ作成 特定出資ノ引受ヲ証スル書面ト
2 法第十六条第三項の規定において特定資本の増加の場合の現物出資の調査について商法第七十三条第二項（第一号及び第二号を除く。）及び第二百四十六条第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	株式申込証 株式申込証ノ作成 株式申込証ト	特定出資ノ引受ヲ証スル書面 特定出資ノ引受ヲ証スル書面ト

定			
第四十六条第二項	株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会	社員総会	
第四十六条第三項	会社法第三百二十九条第一項(同法第三百二十五条において準用する場合を含む。) 又は第三百七十条(同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。) 株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会	資産流動化法第六十三条第一項	
第六十四条	株主名簿管理人	社員総会	
	特定社員名簿管理人又は優先出資社員名簿管理人		

(制限される使用人)
第四十六条 法第九十八条に規定する政令で定める者は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え)
第四十七条 法第二百九条の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七条第一項	特定目的会社の業務の運営	特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の取扱い
第二百十八条	若しくは事務所	事務所その他の施設
	この法律	この法律若しくは第二百九条において準用する証券取引法
第二百十九条	業務開始届出を行った特定目的会社	第二百八条第二項の規定による届出を行った特定譲渡

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十三条第二項	前項	資産の流動化に関する法律 第一百六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項
第二百四十六条第四項	前項	資産の流動化に関する法律 第一百六条第三項

(特定出資の引受けを証する書面の作成に係る電磁的記録)

第十五条の四 特定出資の引受けをしようとする者は、法第一百六条第三項において準用する有限会社法第五十二条第二項において準用する商法第七十五条第七項の規定により同項に規定する電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該取締役に対し、その用いる電磁的記録の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た特定出資の引受けをしようとする者は、当該取締役から書面又は電磁的方法により電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成を拒む旨の申出があつたときは、法第一百六条第三項において準用する有限会社法第五十二条第二項において準用する商法第七十五条第七項に規定する電磁的記録による特定出資の引受けを証する書面の作成をしてはならない。ただし、当該取締役が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(資産流動化計画の変更の通知に係る電磁的方法の規定の準用)
第十五条の五 第十三条の規定は、法第一百八条の二第五項において法第一百三條の二の二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条中「社員」とあるのは、「社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

1| (反対優先出資社員の優先出資買取請求に対する支払について準用する商法の規定の読替え)
第十六条 法第一百八条の四第四項の規定において同条第三項の場合について商法第二百四十五條ノ三の規定を準用する場合には、同条第五項中「第三項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第一百八条の四第三項」と読み替えるものとする。

(資産流動化計画の変更)に反対する通知等に係る電磁的方法の規定の準用)
第十六条の二 第三条の三の規定は、法第一百八条の四第四項、第一百八条の五の二第五項及び第一百八条の六第三項において法第二十九條第四項の規定を準用する場合について準用す

第二百十九条第一号	業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	人
第二百十九条第二号	この法律	この法律若しくは第二百九条において準用する証券取引法
2 法第二百九条の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十三条	業務	資産対応証券の募集等の取扱いの業務
第四十一条第一項	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十二条第一項	第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者証券業の信用を失墜させるおそれ	投資者
第四十二条第一項第一号	有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十二条第一項第五号	有価証券の価格又はオプションの対価の額	資産対応証券の価格
	有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引

る。この場合において、法第百十八条の四第四項において法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、法第百十八条の五の二第五項において法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは「特定短期社債権者」と、法第百十八条の六第三項において法第二十九条第四項の規定を準用するときは、第三条の三中「特定社員」とあるのは「特定約束手形の所持人」と読み替えるものとする。

（特定目的借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法の規定の準用）
 第十六条の三 第十三条の規定は、法第百十八条の七第二項において法第百十三条の二の二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条中「通知」とあるのは「催告」と、「社員」とあるのは「特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

（特定社債権者集会の承認の決議について準用する法の規定の読替え）
 第十七条 法第百十八条の五第六項の規定において同条第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議について法第六十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十条第一項	優先出資社員 社員総会	特定社債権者 特定社債権者集会
第六十条第三項	優先出資社員	特定社債権者

（優先資本の減少を行う社員総会の決議について準用する法及び商法の規定の読替え）

第十八条 法第百十八条の八第三項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少について法第三十八条の二第三項及び第四項の規定を準用する場合には、これらの規定中「第一項」とあるのは、「第百十八条の八第一項」と読み替えるものとする。

2 法第百十八条の八第三項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少について商法第三百七十六条の規定を準用する場合には、同条第三項中「社債権者ガ」とあるのは「特定社債権者ガ」と、「社債権者集会」とあるのは「特定社債権者集会」と、「社債権者ノ」とあるのは「特定社債権者ノ」と読み替えるものとする。

（優先資本の減少について準用する商法の規定の読替え）

第十九条 法第百十八条の十第一項の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について法第四十九条第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項」とあるのは、「第百十八条の十第一項」と読み替

	<p>は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。） 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等</p>	
第四十二条第一項第六号	<p>有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 この号、次条第一項第一号、第四十七条第三項及び第一百六十二条の二</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>
第四十二条第一項第十号	<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二号第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>

<p>2 えるものとする。 法第百十八条の十第一項の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について商法の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第二百十四条第三項</p>	<p>株券</p>	<p>株式ノ数</p>	<p>優先出資ノ口数</p>
<p>第二百十五条第一項</p>	<p>株券</p>	<p>前条第三項</p>	<p>優先出資証券及単位未滿優先出資証券</p>
<p>第二百十五条第三項</p>	<p>前条第三項</p>	<p>前条第三項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百八条の十第一項ニ於テ準用スル第二十四條第三項</p>
<p>第二百十五条第四項</p>	<p>株主及株主名簿</p>	<p>前条第三項</p>	<p>優先出資社員及優先出資社員名簿</p>
<p>第二百十六条第一項</p>	<p>株券</p>	<p>株券</p>	<p>優先出資証券</p>
<p>第二百十五条第四項</p>	<p>株券</p>	<p>株券</p>	<p>優先出資証券</p>
<p>第二百十五条第一項</p>	<p>株券</p>	<p>株券</p>	<p>優先出資証券</p>
<p>第二百二十条第一項</p>	<p>一株</p>	<p>新株券</p>	<p>新優先出資証券又ハ新単位未滿優先出資証券</p>
<p>第二百二十条第二項前段</p>	<p>株式</p>	<p>株式</p>	<p>優先出資一口</p>
<p>第二百二十条第四項</p>	<p>株券</p>	<p>株券</p>	<p>優先出資</p>
<p>第二百二十条第四項に おいて準用する第二百</p>	<p>旧株券</p>	<p>旧株券</p>	<p>優先出資証券及単位未滿優先出資証券</p>

第四十二條の二第一項第一号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オポジション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第六項	この条及び第六十五條の二	この条
有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引

十六條第一項	新株券	新優先出資証券又は新単位未満優先出資証券
3 法第百十八條の十の規定において法第百十八條の八及び第百十八條の九の規定による優先資本の減少の無効の訴えについて商法第百八十條の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える商法の規定	読み替えられる字句
第百八十條第三項において準用する第百五	前項	資産の流動化に関する法律第百十八條の十二に於て準用スル第百八十條第一項
第百八十條第三項において準用する第百九	合併	優先資本ノ減少
第百八十條第三項において準用する第百三	設立	優先資本ノ減少
（特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え） 第二十條 法第百三十條第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える商法の規定	読み替えられる字句
第百三十七條ノ三第一項及び第二項	総会	社員総会
第百三十七條ノ三第三項において準用する第百四	第百三十二條第二項	資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項に於て準用スル場合ヲ含ム）
第百三十八條	総会	社員総会
第百四十四條第六項	前項ニ掲グルモノニ、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一條ニ於テ準用	前項ニ掲グル資料

第四十二條の二第二項第二号及び第三号	有価証券の売買その他の取引等 有価証券等	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十二條の二第二項各号	有価証券の売買その他の取引等	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十二條の二第三項	をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ。	をいう。
第四十三條	業務の状況が次の	資産対応証券の募集等の取扱いの業務の状況が次の
第四十三條第一号	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等 有価証券指数等先物取引 有価証券オプション取引 若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十三條第二号	業務	資産対応証券の募集等の取扱いの業務
第四十五條第一号	親法人等又は子法人等	親会社（特定譲渡人たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式）についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式）についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（特定譲渡人が総株主の議決権の過半数を保有す

第二百四十四條第六項において準用する第二百六十三條第三項	株主及 第一項第二号第三号又ハ第八号ニ定ムル場所	社員及 本店又ハ支店
第二百四十七條第一項	総会	社員総会
第二百四十七條第二項において準用する第九條第一項	合併ヲ無効トスル	決議ヲ取消ス
第二百四十九條第一項	株主	社員
第二百五十四條ノ三	総会	社員総会
第二百七十五條	株主総会	社員総会
第二百七十五條ノ四	第二百六十七條第一項	資産の流動化に関する法律第七十五條第一項
	同条第二項ニ於テ準用スル	同条第二項ニ於テ準用スル
	第二百四條ノ二第二項	第二百六十七條第二項ニ於テ準用スル
	第二百六十八條第六項	第二百六十八條第六項

（清算人に対する少数社員による社員総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）
 第二十條の二、第三條の三の規定は、法第百三十條第一項において法第五十四條第四項、第五十六條第五項及び第百四條第三項において準用する法第二十九條第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第百三十條第一項において法第五十四條第四項及び第五十六條第五項において準用する法第二十九條第四項の規定を準用するときは、第三條の三中「特定社員」とあるのは「社員」と、「特定目的会社」とあるのは「清算人」と、法第百三十條第一項において法第百四條第三項において準用する法第二十九條第四項の規定を準用するときは、第三條の三中「特定社員」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

2| 第三條の二の規定は、法第百三十條第一項において商法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合及び法第百三十條第一項において法第七十五條第二項において準用する商法第二百六十七條第二項において準用する同法第

第四十五條第三号	親法人等又は子法人等	<p>親会社（特定譲渡人たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）</p>
第四十五條第二号	<p>親法人等又は子法人等 親会社（特定譲渡人たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）</p>	<p>資産対応証券の募集等の取引 資産対応証券の募集等の取引に係る取引</p>

<p>二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。</p>		
<p>（特定目的会社の特別清算について準用する商法の規定の読替え）</p>		
<p>第二十二條 法第四百十條の規定において特定目的会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える非訟事件手続法の規定</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四百三十二條</p>	<p>前條第一項</p>	<p>読み替える字句 資産の流動化に関する法律 第三百三十一條第一項</p>
<p>第四百三十三條において準用する第三百八十三條第一項</p>	<p>破産手続及企業担保權ノ実行手続</p>	<p>破産手続</p>
<p>第四百三十三條において準用する第三百八十三條第二項前段</p>	<p>仮処分若ハ企業担保權ノ実行</p>	<p>若ハ仮処分</p>
<p>第四百三十三條において準用する第三百八十三條第二項後段</p>	<p>仮処分及企業担保權ノ実行手続</p>	<p>及仮処分</p>
<p>第四百四十二條第二項において準用する第二百三十二條第一項本文</p>	<p>各株主</p>	<p>資産の流動化に関する法律 第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル第四百三十九條第四項ノ各債權者</p>
<p>第四百五十六條第一項において準用する第三百九十九條</p>	<p>第三百八十一條第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律 第三百三十一條第一項</p>

	証券業	<p>（の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（特定譲渡人が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）</p> <p>資産対応証券の募集等の取扱いの業務</p>
--	-----	---

（特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）

第四十八条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六の規定は、法第二百九条（法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

	<p>七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百二十四條ノ五第一項、第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第七項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ八第二項及ビ第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第五百五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第六項、第二百八十條ノ八第一項、第二百九十一條第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三、第四十五條及ビ第五十二條ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に關する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二條第八項</p>	<p>（第十七條第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條ノ規定、資産流動化法第七十八條ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、資産流動化法第十二條第二項ニ於テ準用スル商法第七十三條第四項ノ規定、資産流動化法第三十九條第四項、第一百十條第六項及ビ第一百十三條の四の七第五項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、資産流動化法第二十九條第八項（同條第九項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ四第一項ノ規定、資産流動化法第四十八條の五ニ於テ準用スル商法第二百二十條ノ六第三項ニ於テ準用スル同法第二百四條ノ四第一項ノ規定、資産流動化法第四十九條第一項及ビ第三項ニ於テ準用スル商法第二百二十條第二項前段ノ規定、資産流動化法第一百八條第二項ノ規定、資産流動化法第五十四條第四項（資産流動化法第三百三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百三十七條第三項ノ規定、資産流動化法第一百八條の四第四</p>
--	--	---

	会社（親会社（商法第二百 十一條ノ二第一項（有限会	会社
		項ニ於テ準用スル商法第二 百四十五條ノ三第四項ノ規 定、資産流動化法第六十一 條第二項ノ規定、資産流動 化法第七十八條及ビ第八十 四條第一項ニ於テ準用スル 商法第二百五十八條第二項 ノ規定、資産流動化法第百 十六條第三項ニ於テ準用ス ル商法第二百八十條ノ八第 三項ノ規定、資産流動化法 第四十九條第一項ニ於テ準 用スル商法第二百八十條ノ 十八第二項及ビ資産流動化 法第百十六條第三項ニ於テ 準用スル有限会社法（昭和 十三年法律第七十四号）第 五十六條第三項ニ於テ準用 スル商法第二百八十條ノ十 八第二項ノ規定、資産流動 化法第二十二條第一項ノ規 定、資産流動化法第五十五 條第一項並ニ同條第二項ニ 於テ準用スル商法第二百三 十七條ノ二第二項及ビ第三 項ノ規定、資産流動化法第 百五條第一項並ニ同條第二 項ニ於テ準用スル商法第二 百三十七條ノ二第二項及ビ 第三項ノ規定並ニ資産流動 化法第百十六條第三項ニ於 テ準用スル有限会社法第五 十二條ノ三第一項ノ規定

	<p>社法第二十四条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）</p>	
<p>第百二十八条第一項</p>	<p>商業登記法</p>	<p>資産流動化法第百三十四条ニ於テ準用スル商業登記法</p>
<p>第百二十九条第一項</p>	<p>商法第百七十三条第四項又ハ第二百八十条ノ八第三項</p>	<p>資産流動化法第百三十二條第二項ニ於テ準用スル商法第百七十三條第四項又ハ資産流動化法第百十六條第三項ニ於テ準用スル商法第百八十条ノ八第三項</p>
<p>第百二十九条ノ二 第百二十九条ノ三</p>	<p>商法第百九十四条第一項 商法第百七十三条第一項、第百八十一条第一項、第二百三十七條ノ二第一項、第二百四十六條第二項、第二百八十条ノ八第一項又ハ第二百九十四條第一項</p>	<p>資産流動化法第百五條第一項 資産流動化法第百二十二條第一項、第五十五條第一項、第六十一條第二項若ハ第百五條第一項又ハ資産流動化法第百十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第百五十二條ノ三第一項</p>
<p>第百三十条</p>	<p>商法第百三十七條ノ二又ハ第二百九十四條</p>	<p>資産流動化法第百五十五條又ハ第百五條</p>
<p>第百三十一条第一項</p>	<p>株主總會 商法第百五十三條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法第百三</p>	<p>社員總會 資産流動化法第百五十四條第四項（資産流動化法第百三十一條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用ス</p>

	<p>十七条第三項</p> <p>総会</p> <p>執行役</p>	<p>ル商法第二百三十七條第三項</p> <p>社員総会</p> <p>清算人</p>
<p>第百三十二條ノ二第一項</p>	<p>商法第七十八條（同法第二百十一條第三項、第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ三十七第四項及ビ第三百四十一條ノ十三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第三十九條第四項、第一百十條第六項及ビ第一百十三條の四の七第五項ニ於テ準用スル商法第七十八條</p>
<p>第百三十二條ノ三</p>	<p>商法第二百二十條第二項及ビ第二百二十四條ノ五第一項（同法第二百二十四條ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第四十九條第一項及ビ第三項ニ於テ準用スル商法第二百二十條第二項前段ノ規定並ニ資産流動化法第一百十八條第二項</p>
<p>第百三十二條ノ四第一項</p>	<p>商法第二百五十八條第二項（同法第二百六十一條第三項及ビ第二百八十條第一項並ニ商法特例法第二十一條の九第六項、第二十一條の十四第七項第五号及ビ第二十一條の十五第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第七十八條及ビ第八十四條第一項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項</p>
<p>第百三十二條ノ五第一項</p>	<p>商法第七十條ノ二第一項但書（同法第四百七條及ビ第二百七十一條並ニ商法特例法第二十一條の十四第七項第二号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第七十八條ニ於テ準用スル商法第七十條ノ二第一項但書及ビ資産流動化法第三百十條第一項ニ於テ準用スル商法第二百七十一條ニ於テ準用スル同法第七十條ノ二第一項但書</p>
<p>第百三十二條ノ五第二項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>職務代行者</p>
<p>第百三十二條ノ六第一項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>職務代行者</p>
<p>商法第二百四十五條ノ三第</p>	<p>資産流動化法第一百十八條の</p>	

<p>第百三十二條ノ六第二項</p>	<p>株主</p>	<p>四項（同法第二百四十五條ノ五第五項、第三百四十九條第二項、第三百五十五條第二項（同法第三百七十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八條第七項、第三百七十四條ノ三第二項（同法第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百七十四條ノ二十三第七項、第四百八條ノ三第二項及ビ第四百十三條ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>四第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五條ノ三第四項</p>
<p>第百三十二條ノ七第一項</p>	<p>株主</p>	<p>同法第二百四十五條ノ三第四項</p>	<p>優先出資社員</p>
<p>第百三十三條ノ二第一項</p>	<p>株主又ハ株式会社ヲ取得シタル者及ビ取締役会ガ讓渡ノ相手方又ハ其株式</p>	<p>商法第二百八十四條ノ四第一項又ハ其準用規定</p>	<p>資産流動化法第二十九條第八項（同條第九項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ四第一項</p>
			<p>特定社員又ハ特定持分ヲ取得シタル者及ビ社員總會ガ讓渡ノ相手方又ハ其特定持分</p>
			<p>資産流動化法第四十九條第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十八條ノ十八第二項及ビ資産流動化法第十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十六條第三項ニ於テ準用スル商法第二百八</p>

	新株発行	十条ノ十八第二項
<p>第百三十三条ノ三第一項</p> <p>第百三十四条第一項、第百三十四条ノ三、第百三十四条ノ四、第百三十五条ノ二第一項、第百三十五条ノ四第一項及び第百三十五条ノ五</p>	<p>総株主</p> <p>商法</p>	<p>優先出資ノ発行又ハ特定資本ノ増加</p> <p>総社員</p> <p>資産流動化法第十七条第一項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十五条ノ十五</p>	<p>商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二條第三項、第三百十三條、第三百十四條第一項及び第三項、第三百十九條、第三百二十條第五項、第三百二十五條、第三百三十六條第一項並ニ第三百七十六條第三項及び其準用規定</p>	<p>資産流動化法第百十一條第六項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四、第三百十二條第三項、第三百十三條並ニ第三百十四條第一項及び第三項ノ規定、資産流動化法第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法第三百十九條、第三百二十條第五項、第三百二十五條及び第三百三十六條第一項ノ規定並ニ資産流動化法第百十八條第三項ニ於テ準用スル商法第三百七十六條第三項ノ規定</p>
<p>第百三十五条ノ十六第一項</p>	<p>社債</p> <p>商法</p> <p>同法</p> <p>商法</p>	<p>特定社債</p> <p>資産流動化法第百十一條第六項ニ於テ準用スル商法</p> <p>資産流動化法第百十一條第六項ニ於テ準用スル商法</p> <p>資産流動化法第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十五条ノ十七第一項</p>	<p>商法</p> <p>社債権者集会</p>	<p>特定社債権者集会</p>

第百三十五條ノ十八	商法第三百九條ノ三ノ規定 ニ依ル許可又ハ同法 取締役又ハ執行役	資産流動化法第百十三條第 一項ニ於テ準用スル商法
第百三十五條ノ十八におい て準用する第百三十一條第 一項	特定社債ヲ発行シタル特定 目的会社又ハ特定社債管理 会社	特定社債管理 会社
第百三十五條ノ十九第一項	商法	資産流動化法第百十三條第 一項ニ於テ準用スル商法
第百三十五條ノ二十第一項	商法	資産流動化法第百十三條第 一項ニ於テ準用スル商法
第百三十五條ノ二十一	社債管理会社 商法第三百七十六條第三項 (同法第二百八十九條第四 項、第三百七十四條ノ四第 三項、第三百七十四條ノ二 十第二項及ビ第四百十六條 第二項ニ於テ準用スル場合 ヲ含ム)	特定社債管理会社 資産流動化法第百十八條第 三項ニ於テ準用スル商法第 三百七十六條第三項
第百三十七條ノ二	株式会社及ビ有限会社ノ清 算人ニ同条ノ規定ハ合名会 社及ビ合資会社	特定目的会社
第百三十七條ノ二において 準用する第百三十二條ノ四 第一項	商法第二百五十八條第二項 (同法第二百六十一條第三 項及ビ第二百八十八條第一 項並ニ商法特例法第二十一 條の九第六項、第二十一條の 十四第七項第五号及ビ第二 十一條の十五第三項ニ於テ 準用スル場合ヲ含ム)	資産流動化法第百三十條第 一項ニ於テ準用スル商法第 二百五十八條第二項
第百三十七條ノ二において 準用する第百三十二條ノ五 第一項	取締役 商法第七十條ノ二第一項但 書(同法第百四十七條及ビ 第二百七十一條並ニ商法特 例法第二十一條の十四第七 項第二号ニ於テ準用スル場 合)	清算人 資産流動化法第百三十條第 一項ニ於テ準用スル商法第 二百七十一條ニ於テ準用ス ル同法第七十條ノ二第一項 但書

	<p>第百三十八条ノ十一</p>	<p>テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>商法第四百五十条第二項(同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>第一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百五十条第二項</p>
<p>第百三十八条ノ十二</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百五十条第二項</p>
<p>第百三十八条ノ十二において準用する第百三十二条ノ五第二項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>清算人</p>
<p>第百三十八条ノ十三</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百四十四条第四項ニ於テ準用スル同法第四百三条第二項ニ於テ準用スル破産法第八十七条第一項及ビ資産流動化法第三百十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十六条第二項ニ於テ準用スル破産法第八十七条第一項</p>
<p>第百三十八条ノ十四において準用する第百三十五条ノ六十二</p>	<p>商法第四百三条第二項ニ於テ準用スル破産法第八十七条第一項</p>	<p>資産流動化法第三百十一条第二項ニ於テ準用スル破産法第八十七条第一項</p>
<p>第百三十八条ノ十五</p>	<p>及ビ第百三十五条ノ五十五乃至第百三十五条ノ六十</p>	<p>、第百三十五条ノ五十五乃至第百三十五条ノ五十七、第百三十五条ノ五十八第一項及ビ第二項本文、第百三十五条ノ五十九並ニ第百三</p>

第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ三十七第一項	第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ三十七第一項	商法	十五条ノ六十
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ三十八第二項	商法	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百三十三条ニ於テ準用スル同法	
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ三十九第一項	商法	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百三十四条第二項ニ於テ準用スル同法	
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ四十	商法第百八十六条第一項第二号	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十四条第一項第二号	
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ四十一第一項	商法第百八十六条第一項第三号	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十二条第一項	
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ四十八	商法第百八十六条第一項第六号	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十四条第一項第三号	
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ四十九	商法第百八十六条第一項第七号	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十四条第一項第四号	
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ五十	商法第百八十六条第一項第八号	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十四条第一項第五号	
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ五十八第一項	第百三十五条ノ三十八	資産流動化法第百四十条ニ於テ準用スル第百三十八条ノ十五ニ於テ準用スル第百三十五条ノ三十八第二項	
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ五十九	商法第四百二条	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法	

五十九	第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ六十	第百三十五条ノ五十八第二項	第百三十五条ノ五十八第二項本文
第百三十九条第四号	執行役、監査役、代表取締役、代表執行役若クハ清算人又ハ有限会社ノ取締役、監査役若クハ	商法第四百二条	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十五条
第百三十九条第六号	創立總會若クハ株主總會又ハ有限会社ノ社員總會	社員總會	監査役又ハ
第百三十九条第七号	新株発行又ハ資本減少	優先出資ノ発行	

(法第百四十二条の三に規定する政令で定める者)
 第二十三条 法第百四十二条の三に規定する政令で定める者は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。

第二十四条 削除

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え)
 第二十五条 法第百五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十六条第一項	特定目的会社の業務の運営	特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の取扱い
第百五十七条	若しくは事務所	、事務所その他の施設
第百五十八条	この法律	この法律若しくは第百五十条の四において準用する証券取引法
	業務開始届出を行った特定目的会社	第百五十条の三第二項の規定による届出を行った特定

	<p>業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項のこの法律</p>	<p>譲渡人 第五十条の三の規定による届出に係る この法律若しくは第五十条の四において準用する証券取引法</p>
<p>2 法第五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第三十三条</p>	<p>業務</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いの業務</p>
<p>第四十一条第一項、 第四十二条第一項（第二号から第四号まで及び第七号から第九号までを除く。）</p>	<p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者</p>	<p>投資者 資産対応証券の募集等の取扱いの業務</p>
	<p>証券業 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>
	<p>有価証券の価格又はオプションの対価 有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>

第四十三條	第四十二條の二第三項	第四十二條の二第二項	第四十二條の二第一項
業務	をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ。	有価証券の売買その他の取引等	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）
資産対応証券の募集等の取扱いの業務	をいう。	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
業務	をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ。	有価証券等に 有価証券の売買その他の取引等	有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）
資産対応証券の募集等の取扱いの業務	をいう。	資産対応証券に 有価証券の売買その他の取引等	この条及び第六十五條の二第六項
業務	をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ。	有価証券の売買その他の取引等	この条及び第六十五條の二第六項
資産対応証券の募集等の取扱いの業務	をいう。	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	この条

	<p>有価証券の買付け若しくは 売付け若しくはその委託等 有価証券指数等先物取引 有価証券オプション取引 若しくは外国市場証券先物 取引の委託又は有価証券店 頭デリバティブ取引若しく はその委託等</p>	<p>資産対応証券の募集等の取 扱いに係る取引</p>
<p>第四十五条</p>	<p>親法人等又は子法人等</p>	<p>親会社（特定譲渡人たる法 人の議決権（商法第二百十 一条ノ二第四項に規定する 種類の株式又は持分に係る 議決権を除き、同条第五項 の規定により議決権を有す るものとみなされる株式又 は持分に係る議決権を含む 。以下この号において同じ 。）の過半数を保有してい る株式会社又は有限会社を いう。）又は子会社（特定 譲渡人が総株主又は総社員 の議決権の過半数を保有す る場合における当該議決権 を保有されている株式会社 又は有限会社をいう。）</p>
<p>証券業</p>	<p>有価証券の売買その他の取 引又は有価証券店頭デリバ ティブ取引</p>	<p>資産対応証券の募集等の取 扱いに係る取引</p>
<p>行為</p>	<p>第二条第八項各号に掲げる</p>	<p>資産対応証券の募集等の取 扱い</p>
		<p>資産対応証券の募集等の取 扱いの業務</p>

（特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用する方法に係る証
券取引法施行令の準用）

第三章 特定目的信託制度

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)
 第四十九条 法第二百二十四条の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等(法第三十三条第一項に規定する信託会社等をいう。)が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第二百二十二条(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十二条第一項	取得	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
第二百二十二条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には、その数を超える部分の議決権に係る株式等を原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
第二百二十二条第三項	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
2 法第二百二十四条の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について法第二百二十二条(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十二条第一項	取得	特定目的信託の信託財産として取得
第二百二十二条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には、その数を超える部分の議決権に係る株式等を特定目的信託の信託財産として取得し、又は保有
第二百二十二条第三項	取得	特定目的信託の信託財産と

第二十五条の二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の六の規定は、法第五百十条の四(法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。)において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第三章 特定目的信託制度

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)
 第二十六条 法第六十三条の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等(法第三十一条の二第一項に規定する信託会社等をいう。)が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第五十一条(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十一条第一項	取得	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
第五十一条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には、その数を超える部分の議決権に係る株式等を原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
第五十一条第三項	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
2 法第六十三条の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について法第五十一条(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十一条第一項	取得	特定目的信託の信託財産として取得
第五十一条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には、その数を超える部分の議決権に係る株式等を特定目的信託の信託財産として取得し、又は保有
第五十一条第三項	取得	特定目的信託の信託財産と

して取得

(特定目的信託契約の期間)

第五十条 第三条の規定は、法第二百二十六条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分及び政令で定める期間について準用する。

(資産信託流動化計画の変更届出について準用する法の規定の読替え)

第五十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の規定による届出について法第九条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第二項	特定目的会社	受託信託会社等
第九条第三項	変更届出が資産流動化計画の変更に係る場合	第二百二十七条第二項において準用する第九条第二項の届出書
第九条第三項第一号及び第二号	資産流動化計画	資産信託流動化計画

(削る)

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 法第二百三十条第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 前号の配当は、六箇月ごと又は一年ごとに行うこと。
- 三 六 (略)

(受益証券の権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第五十三条 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第一項	株式会社	受託信託会社等
	株主名簿	権利者名簿

して取得

(特定目的信託契約の期間)

第二十七条 第三条の規定は、法第六十五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分及び政令で定める期間について準用する。

(資産信託流動化計画の変更届出について準用する法の規定の読替え)

第二十八条 法第六十六条第二項の規定において同条第一項の規定による届出について法第九条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第二項	特定目的会社	受託信託会社等
第九条第三項	変更届出が資産流動化計画の変更に係る場合	第六十六条第二項において準用する第九条第二項の届出書
	変更後の資産流動化計画	変更後の資産信託流動化計画
	資産流動化計画の変更が	資産信託流動化計画の変更が

第二十九条 削除

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第三十条 法第六十九条第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 前号の配当は、六月ごと又は一年ごとに行うこと。
- 三 六 (略)

(新設)

第二百二十四条第二項及び第三項	株式会社	受託信託会社等
第二百二十四条第四項	株式会社	受託信託会社等
第二百二十六条第一項	株式を 株式の 株式会社	特定目的信託の受益権を 受託信託会社等
第二百二十六条第三項	株式が 株式会社	特定目的信託の受益権が 受託信託会社等
第二百二十六条第四項	株式の 株式会社	特定目的信託の受益権の 受託信託会社等
第二百五十条第一項	株式会社 株主名簿	受託信託会社等 権利者名簿

(特定目的信託の受益権について準用する会社法の規定の読替え)

第五十四条 法第二百三十九条第一項の規定において特定目的信託の受益権について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第六十六条	株式会社	受託信託会社等
第四十六条第一項	株主	受託証券の権利者
第四十六条第二項	株券	受証券
第四十七条第二項	前項の規定にかかわらず、 株券	前条第一項の規定により質 権が設定された
第四十八条	株式会社	受託信託会社等
第五十一条	株主名簿 株式会社	権利者名簿 受託信託会社等
第五十三条第二項	株主 株券発行会社 前条第二項に規定する 株券を登録株式質権者	受証券の権利者 受託信託会社等 第五十一条第四号に掲げ る行為をした 受益証券を資産流動化法第 二百三十九条第一項におい て準用する第四十八条各

(新設)

第百五十三条第三項	株券発行会社 前条第三項に規定する 株券を登録株式質権者	号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者 受託信託会社等
第百五十四条第二項	株式会社	受託信託会社等
第百五十七条第一項	株主	受益証券の権利者
第百五十七条第二項	株券 数	元本持分
第百五十七条第三項	株主	受益証券の権利者
第百五十七条第四項及び第五項	株券 株主名簿	受益証券 権利者名簿
第百五十七条第六項	株主 株券	受益証券の権利者 受益証券

(権利者集会の招集等について準用する会社法の規定の読替え)

第五十五条 法第二百四十二条第四項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について会社法第七百十八条第一項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十八条第一項	社債を	特定目的信託の受益権を
社債権者は	社債権者は	受益証券の権利者は
第七百十八条第三項	社債権者は	受益証券の権利者は

(新設)

(権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読替え)

第五十六条 法第二百四十三条第三項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)の規定において権利者集会の決議の方法又は種類権利者集会の決議の方法について法第六十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条第一項	特定目的会社	受託信託会社等
第六十二条第二項	優先出資社員	受益証券の権利者
第六十二条第三項	特定目的会社	受託信託会社等
	優先出資社員	受益証券の権利者

(新設)

(書面による議決権の行使について準用する会社法の規定の読替え)

第五十七条 法第二百四十五条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について会社法第三百一条第一項及び第三百一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百一条第一項	株主 書類(以下この款において「株主総会参考書類」という。)	受益証券の権利者 書類
第三百一条第二項	株式会社	権利者集会の招集者
第三百一条第三項	株主 株式会社 株主総会 本店	受益証券の権利者 受託信託会社等 権利者集会 本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)
第三百一条第四項	株主 株式会社	受益証券の権利者 受託信託会社等

(新設)

(権利者集会の決議により定められた者について準用する会社法の規定の読替え)

第五十八条 法第二百四十六条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定められた者について会社法第七百八条及び第七百三十六条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八条	社債権者	受益証券の権利者
第七百三十六条第三項	社債権者集会	権利者集会
	第一項に規定する事項についての決定は、その過半数をもって行う。	資産流動化法第二百四十六条第一項の決議の執行は、共同して行う。

(新設)

(権利者集会について準用する会社法の規定の読替え)

第五十九条 法第二百四十九条第一項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十四条	株主から	受益証券の権利者から
	株主の	受益証券の権利者の
第七百二十五条第一項	社債権者	受益証券の権利者
第七百二十八条第一項	社債権者は	受益証券の権利者は
第七百二十八条第二項	社債権者	受益証券の権利者
	社債を	特定目的信託の受益権を
第七百三十一条第二項	本店	本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)
第七百三十三条第四号	社債権者	受益証券の権利者
第七百三十四条第二項	当該種類の社債	特定目的信託の受益権
	社債権者に	受益証券の権利者に

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)

第六十条 法第二百五十条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十条第一項から第三項(第二号を除く。)までの規定を準用する場合におけるこれらの規定

(新設)

十一條第二項		株式會社	受託信託會社等
第二百四十五條第二項において準用する会社法第三百	株式會社		
十一條第三項	本店	種類権利者集會	本店（受託信託會社等が金融機關の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二條第三号から第十五号までに掲げる金融機關であるときは、主たる事務所）
第二百四十五條第二項において準用する会社法第三百	株主		受益証券の権利者
十一條第四項	株式會社		受託信託會社等

(削る)

(削る)

(受益証券について準用する商法の規定の読替え)
 第三十一條 法第七十四條第三項の規定において受益証券について商法第二百六條第一項及び第三項の規定を準用する場合には、これらの規定中「會社」とあるのは、「受託信託會社等」と読み替えるものとする。

(受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え)
 第三十二條 法第七十五條第二項の規定において受益証券の権利者について商法の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四條第一項	會社	受託信託會社等
第二百二十四條第四項	株主名簿	権利者名簿
第二百二十四條ノ二第一項	前三項	第一項及第三項
第二百二十四條ノ二第二項	會社	受託信託會社等
	本店	本店（受託信託會社等が金融機關の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二條第三号乃至第十五号に掲ぐる金融機關ナルトキハ主たる事務所）
第二百二十四條ノ二第三項	質権者又ハ端株主	質権者

(削る)

第二百二十四条ノ三第一項	会社	受託信託会社等
株主名簿	権利者名簿	
第二百二十四条ノ三第三項	会社	受託信託会社等

(特定目的信託の受益権について準用する商法の規定の読替え)

第三十三条 法第七十八條第一項の規定において特定目的信託の受益権について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三条第二項	株主	受益証券ノ権利者
第二百三条第三項	株主	受益証券ノ権利者
	会社	受託信託会社等
第二百七条	株券	受益証券
第二百八条	株主	受益証券ノ権利者
第二百九条第一項	会社	受託信託会社等
	株主名簿	権利者名簿
	株券	受益証券
第二百二十六条ノ二第一項	株主	受益証券ノ権利者
	株券ノ	受益証券ノ
	会社	受託信託会社等
	会社	受託信託会社等
第二百二十六条ノ二第二項	会社	受託信託会社等
	株券	受益証券
	株主名簿	権利者名簿
第二百二十六条ノ二第三項	会社	受託信託会社等
	株券	受益証券
第二百二十六条ノ二第四項	株主	受益証券ノ権利者
	株券	受益証券
	会社	受託信託会社等
	株券	受益証券
	会社	受託信託会社等

(権利者集会の招集について準用する商法の規定の読替え)

第三十四条 法第八十一條第四項の規定において権利者集会の招集について商法第三百二十三条第三項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百二十条第三項	社債権者ハ	受益証券ノ権利者ハ

(削る)

(削る)

第三百二十条第五項において準用する第二百三十七条第三項	株主	受益証券ノ権利者
-----------------------------	----	----------

(権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読替え)

第三十五条 法第百八十二条第三項の規定において権利者集会の決議の方法について法第六十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十条第一項	特定目的会社 優先出資社員 社員総会	受託信託会社等 受益証券の権利者 権利者集会
第六十条第二項	特定目的会社	受託信託会社等
第六十条第三項	優先出資社員	受益証券の権利者

(書面による議決権の行使について準用する商法特例法の規定の読替え)

第三十六条 法第百八十四条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第二十一条の三の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法特例法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の三第二項	株主総会 株主が	権利者集会 受益証券の権利者が
第二十一条の三第三項	株主総会	権利者集会
第二十一条の三第四項	株主	権利者集会
第二十一条の三第六項において準用する商法第二百三十九条第六項	取締役 総会 本店	受託信託会社等 権利者集会 本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号乃至第十五号に掲ぐる金融機関ナルトキハ主たる事務所)

(削る)

第二十一条の三第六項において準用する商法第二百三十九条第七項(第二号を除く。)	株主	受益証券ノ権利者
---	----	----------

(権利者集会の決議により定められた者について準用する商法の規定の読替え)

第三十七条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定められた者について商法第三百九条ノ五の規定を準用する場合には、同条中「社債権者」とあるのは、「受益証券ノ権利者」と読み替えるものとする。

(権利者集会について準用する商法の規定の読替え)

第三十八条 法第八十八条の規定において権利者集会について商法の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十三条	本店	受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号乃至第十五号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル事務所)
第二百三十七条ノ三、第二百三十九条第二項及び第二百三十九条ノ四第一項	株主	受益証券ノ権利者
第二百三十九条ノ四第三項	株主	受益証券ノ権利者
株式	株式	受益権
第二百二十六条	社債募集	受益証券募集
社債権者ノ	社債権者ノ	受益証券ノ権利者ノ
総社債権者	総社債権者	受益証券ノ権利者
議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ	議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ	議事録ニハ
第三百二十九条第五項	本店	本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条

(削る)

(削る)

(削る)

第三百二十九条第六項	議事録カ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面	第三号乃至第十五号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル事務所
	議事録	議事録

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)
 第三十九条 法第九十二条の規定において書面による決議を行う場合について法第六十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十三条第二項	特定社員	受益証券の権利者
第六十三条第四項	取締役	受託信託会社等
	本店	本店(当該受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関である場合は、主たる事務所)
第六十三条第五項(第二号を除く。)	特定社員及び優先出資社員 特定目的会社	受益証券の権利者 受託信託会社等

(削る)

(種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)
 第四十条 法第九十二条の規定において種類権利者集会について法第九十二条の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十二条	読み替えられる字句 ・ 第三百三十三条(代表者・執行者の解任)並びに 同法第三百三十三条中「代表者若ハ執行者」とあるのは「其ノ決議ニ依リ定メタル執行者」と、同法	並びに 同法
第九十二条において準用	資産の流動化に関する法律	資産の流動化に関する法律

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百七条	社債権者と 社債権者の 社債権者集会	受益証券の権利者と 受益証券の権利者の 権利者集会
第七百八条	社債権者 社債権者集会	受益証券の権利者 権利者集会
第七百十条第一項	社債権者に 社債権者集会	受益証券の権利者に 権利者集会

2 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者の解任について会社法第七百三十八条の規定を準用する場合には、同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。

(特定信託管理者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十三条 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十五条	取締役 社債権者	受託信託会社等 受益証券の権利者
第七百七条	社債の 社債権者と 社債権者の 社債権者集会	特定目的信託の受益権の 受益証券の権利者と 受益証券の権利者の 権利者集会
第七百九条第二項	社債権者	受益証券の権利者
第七百十条第一項	社債権者に 社債権者集会	受益証券の権利者に 権利者集会
第七百十一条第一項前段及	社債権者集会	権利者集会

(代表権利者について準用する商法の規定の読替え)

第四十一条 法第九十八条の規定において代表権利者について商法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条ノ四	社債権者ト 社債権者ノ 社債権者集会	受益証券ノ権利者ト 受益証券ノ権利者の 権利者集会
第三百九条ノ五	社債権者	受益証券ノ権利者
第三百十一条ノ一第一項	社債権者ニ 社債権者集会	受益証券ノ権利者ニ 権利者集会

2 法第九十八条の規定において代表権利者の解任について商法第三百三十三条の規定を準用する場合には、同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。

(新設)

する商法第二百四十三条	第百八十一条第二項	第百九十二条ニ於テ準用スル同法第百八十一条第二項
第百八十八条において準用する商法第三百二十七条第二項	総受益証券ノ権利者	当該種類ノ受益権ヲ表示スル受益証券ノ権利者全員

(計算書類等について準用する会社法の規定の読替え)

第六十四條 法第二百六十四條第四項の規定において同條第一項の資料については、同項中「株主」とあるのは、「受益証券の権利者」と、「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(新設)

(特定信託管理者について準用する商法の規定の読替え)

第四十二條 法第九十九條第五項の規定において特定信託管理者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十五條ノ二	取締役	受託信託会社等
第二百九十七條ノ三	社債権者	受益証券ノ権利者
	社債ノ	受益権ノ
第三百九條ノ四	社債権者ト	受益証券ノ権利者ト
	社債権者ノ	受益証券ノ権利者ノ
	社債権者集會	権利者集會
	社債権者集會	権利者集會
	社債権者二	受益証券ノ権利者二
第三百十一條ノ二第一項	社債権者集會	権利者集會
第三百十二條第一項前段及 ひ第三百十三條	社債権者集會	権利者集會

(計算書類等について準用する商法の規定の読替え)

第四十三條 法第二百三十三條第二項の規定において同條第一項の書類について商法第二百八十二條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十二條第一項	取締役	受託信託会社等
	本店	本店(受託信託会社等)ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二條第三号乃至第十五号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル金融機関

(利益の特定資産組入れ)
 第六十五条 法第二百六十六条の規定により特定資産の管理又は処分により得られる利益を特定資産とする場合は、当該利益につき課される公租公課を控除するものとする。

(受益証券の権利者の権利の行使に関する利益の供与について準用する会社法の規定の読替え)
 第六十六条 法第二百六十八条第三項の規定において受益証券の権利者の権利の行使に関する利益の供与について会社法第二百二十条第二項及び第三項の規定を準用する場合には、これらの規定中「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と、「株式会社は」とあるのは「受託信託会社等」と、「株式会社又はその子会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(反対権利者の買取請求について準用する会社法の規定の読替え)
 第六十七条 法第二百七十一条第四項(法第二百七十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二條第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について会社法第一百六条第三項から第七項まで及び第百十七條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
第百十六條第三項	株式会社	株式會社	受託信託会社等
	株式の株主		特定目的信託の受益証券の権利者
第百十六條第六項	株主		受益証券の権利者

第二百八十二条第二項(第三号及び第四号を除く。)	支店	支店(受託信託会社等が同令第二条第三号乃至第十五号二掲ぐる金融機関ナルトキハ主たる事務所以外ノ事務所)
株主	株主	受益証券ノ権利者
会社ノ定メタル	会社ノ定メタル	受託信託会社等ノ定メタル
モノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ	モノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ	資料ノ書面ニ依ル

(利益の特定資産組入れ)
 第四十四条 法第二百五条の規定により特定資産の管理又は処分により得られる利益を特定資産とする場合は、当該利益につき課される公租公課を控除するものとする。

(新設)

(新設)

第百十六條第七項	株式会社	受託信託会社等
第百十七條第一項及び第二項	株式の 株主	特定目的信託の受益権の 受益証券の権利者
第百十七條第三項	株主	受託信託会社等
第百十七條第四項	株式会社	受託証券の権利者
第百十七條第五項	株式の代金	受託信託会社等
第百十七條第六項	株券 株式に 株式の	特定目的信託の受益権に 特定目的信託の受益権の

〔特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法の規定の読替え〕

第六十八條 法第二百七十二條第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百六十九條第三項及び第四項並びに法第二百七十一條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十九條第三項	第一項第一号の	第二百七十二條第一項の種類権利者集会の承諾を受ける。
第二百六十九條第四項	第一項第一号	第二百七十二條第一項
第二百七十一條第一項	第二百六十九條第一項（第一号の場合に限る。）	第二百七十二條第一項
第二百七十一條第四項	資産流動化法第二百六十九條第一項（第一号の場合に限る。） 資産流動化法第二百七十一條第一項	資産流動化法第二百七十二條第一項 資産流動化法第二百七十二條第二項において準用する資産流動化法第二百七十一條第一項
	元本持分	利益持分

（新設）

（新設）

〔前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定の読替え〕

第六十九条 法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財産目録及び貸借対照表について会社法第四百四十二条第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

〔特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読替え〕

第七十条 法第二百七十九条第三項の規定において同条第一項の場合について会社法第四百四十二条第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（削る）

（削る）

（新設）

〔受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について準用する商法の規定の読替え〕
 第四十五条 法第二百七条第三項の規定において受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について商法第二百九十五条第二項及び第三項の規定を準用する場合には、これらの規定中「会社ガ」とあるのは「受託信託会社等ガ」と、「自己又ハ其ノ子会社」とあるのは「自己」と、「会社又ハ其ノ子会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

〔反対権利者の買取請求について準用する商法の規定の読替え〕

第四十六条 法第二百十條第四項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五条ノ三第三項	株主	受益証券ノ権利者
第二百四十五条ノ三第四項	会社	受託信託会社等
第二百四十五条ノ三第五項	株主	受益証券ノ権利者
第二百四十五条ノ三第六項	会社	受託信託会社等
第二百四十五条ノ四	株券	受益証券
	第二百四十五条ノ二第一項	資産の流動化に関する法律
	株主	第二百十條第一項
	会社	受益証券ノ権利者
		受託信託会社等

〔特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法の規定の〕

(削る)

第四十七条 法第二百一十一条第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百八条第三項及び第四項並びに第二百十條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八条第三項	第一項第一号の	第二百一十一条第一項の種類
第二百八条第四項	第一項第一号	権利者集会の承諾を受ける
第二百十條第一項	第二百八条第一項(第一号	第二百一十一条第一項
	の場合に限る。)	第二百一十一条第一項
第二百十條第四項	元本持分	利益持分

(削る)

(受託信託会社等の辞任及び解任について準用する商法の規定の読替え)
第四十八條 法第二百十三條第五項の規定において同条第二項(同条第三項の規定により適用する場合を含む。)の場合について商法第八十八條の規定を準用する場合においては、同条中「本店」とあるのは、「受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号乃至第十五号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主たる事務所)」と読み替えるものとする。

(削る)

(前受託信託会社等が作成した書類について準用する商法の規定の読替え)
第四十九條 法第二百十四條第五項の規定において同条第一項に規定する書類について商法第二百八十二條第二項(第三号及び第四号を除く。以下この条において同じ。)の規定を準用する場合には、同項中「会社ノ定メタル」とあるのは「受託信託会社等ノ定メタル」と、「モノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と読み替えるものとする。

(削る)

(特定目的信託契約の解除の請求について準用する商法の規定の読替え)
第五十條 法第二百十六條第二項の規定において同条第一項の請求について商法第八十八條及び第九十九條第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八條	本店	受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する

(削る)

(業務の委託について準用する法の規定の読替え)
第七十一条 法第二百八十四条第三項の規定において同条第一項の委託について法第二百条第四項及び第二百二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百条第四項	特定目的会社	受託信託会社等
第二百条第四項第四号	資産対応証券	受益証券
第二百二条	特定目的会社	受託信託会社等
	第二百条第三項及び第四項	第二百八十四条第三項において準用する第二百条第四項
	資産流動化計画	資産信託流動化計画

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え)

第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条(同条において準用する法及び証券取引法の規定を含む。)の規定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条	第二百九条	第二百八十六条第一項において準用する第二百九条
	その資産対応証券の募集等	その受益証券の募集等

第百九条第二項	会社	法律施行令第二条第三号乃至第十五号二掲グル金融機関ナルトキハ主たる事務所
		受託信託会社等

(特定目的信託契約の終了時について準用する商法の規定の読替え)

第五十一条 法第二百八十八条第三項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第二項(第三号及び第四号を除く。以下この条において同じ。)の規定を準用する場合においては、同項中「会社ノ定メタル」とあるのは「受託信託会社等ノ定メタル」と、「モノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と読み替えるものとする。

(業務の委託について準用する法の規定の読替え)

第五十二条 法第二百二十三条第三項の規定において同条第一項の委託について法第四百四十四条第四項及び第四百四十六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十四条第四項	特定目的会社	受託信託会社等
	資産対応証券	受益証券
第四百四十六条	特定目的会社	受託信託会社等
	第四百四十四条第三項及び第四項	第二百二十三条第三項において準用する第四百四十四条第三項及び第四項
	資産流動化計画	資産信託流動化計画

(新設)

<p>第二百九条において準用する第二百十七条第一項</p>	<p>の取扱い 特定目的会社の業務の運営 若しくは事務所 この法律</p>	<p>原委託者が行う受益証券の募集等 、事務所その他の施設</p>
<p>第二百九条において準用する第二百十八条</p>	<p>業務開始届出を行った特定目的会社</p>	<p>この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条において準用する証券取引法</p>
<p>第二百九条において準用する第二百十九条</p>	<p>業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第一項の</p>	<p>第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出を行った原委託者</p>
<p>第二百九条において準用する第二百十九条第二号</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する証券取引法</p>
<p>第二百九条において準用する証券取引法第三十三条</p>	<p>業務</p>	<p>受益証券の募集等の業務</p>
<p>第二百九条において準用する証券取引法第四十一条第一項</p>	<p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引 投資者</p>
<p>第二百九条において準用する証券取引法第四十二条第一項</p>	<p>第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者証券業の信用を失墜させるおそれ</p>	<p>受益証券の募集等の業務の信用を失墜させるおそれ</p>
<p>第二百九条において準用する証券取引法第四十二条第一項</p>	<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>

<p>一 項 第 一 号</p>	<p>取引若しくは有価証券店頭 オプション取引 有価証券の価格又はオプション の対価の額</p>	<p>受益証券の価格</p>
<p>第 二 百 九 条 に お い て 準 用 す る 証 券 取 引 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号</p>	<p>有価証券の売買若しくはそ の受託等（媒介、取次ぎ又 は代理の申込み（以下「委 託等」という。）を受ける ことをいう。以下同じ。） 、有価証券指数等先物取引 若しくは有価証券オプション 取引の受託又は有価証券 店頭デリバティブ取引若し くはその受託等 売買の別（有価証券指数等 先物取引、有価証券オプシ ョン取引又は有価証券店頭 デリバティブ取引にあつて は、売買の別に相当するも のとして内閣府令で定める 事項。次号において同じ。</p>	<p>受益証券の募集等に係る取 引</p>
<p>第 二 百 九 条 に お い て 準 用 す る 証 券 取 引 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 六 号</p>	<p>有価証券の売買等又は有価 証券店頭デリバティブ取引 この号、次条第一項第一号 、第四十七条第三項及び第 百六十二条の二</p>	<p>この号及び次条第一項第一 号</p>
<p>有価証券の売買等又は有価 証券店頭デリバティブ取引 この号、次条第一項第一号 、第四十七条第三項及び第 百六十二条の二</p>	<p>この号及び次条第一項第一 号</p>	<p>受益証券の募集等に係る取 引</p>
<p>この号及び次条第一項第一 号</p>	<p>受益証券の募集等に係る取 引</p>	<p>この号及び次条第一項第一 号</p>

<p>第二百九条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号</p>	<p>第二百九条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号</p>
<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三条に掲げる行為をいう。以下同じ。） 有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。） 若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等</p>	<p>有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）</p>
<p>有価証券の売買等、外国市場証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）</p>	<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）</p>
<p>有価証券の売買等、外国市場証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）</p>	<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）</p>
<p>有価証券の売買等、外国市場証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）</p>	<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）</p>

	<p>場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 この条及び第六十五條の二第六項</p>	<p>引 この条</p>
<p>第二百九條において準用する証券取引法第四十二條の二第一項第二号及び第三号</p>	<p>有価証券の売買その他の取引等 有価証券等</p>	<p>引 受益証券 受益証券の募集等に係る取引</p>
<p>第二百九條において準用する証券取引法第四十二條の二第一項各号</p>	<p>有価証券の売買その他の取引等</p>	<p>引 受益証券の募集等に係る取引</p>
<p>第二百九條において準用する証券取引法第四十二條の二第三項</p>	<p>をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ。</p>	<p>をいう。</p>
<p>第二百九條において準用する証券取引法第四十三條</p>	<p>業務の状況が次の</p>	<p>受益証券の募集等の業務の状況が次の</p>
<p>第二百九條において準用する証券取引法第四十三條第一号</p>	<p>有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等 有価証券指数等先物取引 有価証券オプション取引 若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等</p>	<p>引 受益証券の募集等に係る取引</p>
<p>第二百九條において準用する証券取引法第四十三條第二号</p>	<p>業務</p>	<p>受益証券の募集等の業務</p>
<p>第二百九條において準用する証券取引法第四十五條第一号</p>	<p>親法人等又は子法人等</p>	<p>親会社（原委託者たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式）についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を</p>

<p>第二百九条において準用する証券取引法第四十五条第三号</p>		<p>第二百九条において準用する証券取引法第四十五条第二号</p>	
<p>親法人等又は子法人等</p>	<p>親法人等又は子法人等</p>	<p>第二条第八項各号に掲げる行為</p>	<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>
<p>親会社（原委託者たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる</p>	<p>親会社（原委託者たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる</p>	<p>引</p>	<p>有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（原委託者が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有している株式会社をいう。）</p>

		<p>事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を保有している株式会社をいう。)又は子会社(原委託者が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。)</p>
証券業	受益証券の募集等の業務	

(削る)

(削る)

(削る)

<p>第五十三條の二 第四條の四の規定は、法第二百二十五條第四項において法第三十八條第九項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の四中「取締役」とあるのは「受託信託会社等」と、「優先出資の申込者」とあるのは「受益証券の募集等の相手方」と読み替えるものとする。</p>	<p>(特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本等の交付に係る電磁的方法の準用)</p>	<p>第五十四條 法第二百二十六條第一項の規定において特定目的信託について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>読み替える非訟事件手続法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第二百二十六條第一項</p>	<p>商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八條、第</p>	<p>資産の流動化に関する法律(以下資産流動化法ト称ス</p>

	<p>七十条ノ二第一項但書、第百七十三条第四項、第百七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百二十四條ノ五第一項、第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第七項、第二百八十条ノ八第三項、第百八十条ノ十八第二項及ビ第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第百五十三條第二項、第百七十三條第一項、第百八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第六項、第二百八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三、第四十五條及ビ第五十二條ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に關する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二條第八項</p>	<p>（第二百十條第四項（資産流動化法第二百十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十五條ノ三第四項</p>
<p>会社（親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二十四條第一項ニ於</p>		<p>受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等ガ金融機關の信託業務の兼営等に關する</p>

	<p>ヲ準用スル場合ヲ含ム以下 本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規 定スル親会社ヲ謂フ以下之 ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ 子会社（商法第二百十一條 ノ二第一項ニ規定スル子会 社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ 書類ニ付キ申請ヲ為シタル トキハ子会社）ノ本店所在 地</p>	<p>法律施行令第二条第三号乃 至第十五号ニ掲ゲタル金融 機関ナルトキハ主たる事務 所）ノ所在地</p>
<p>第百三十二條ノ六第一項</p>	<p>商法第二百四十五條ノ三第 四項（同法第二百四十五條 ノ五第五項、第三百四十九 條第二項、第三百五十五條 第二項（同法第三百七十一 條第二項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム）、第三百五十八 條第七項、第三百七十四條 ノ三第二項（同法第三百七 十四條ノ三十一第三項ニ於 テ準用スル場合ヲ含ム）、 第三百七十四條ノ二十三第 七項、第四百八條ノ三第二 項及ビ第四百十三條ノ三第 七項ニ於テ準用スル場合ヲ 含ム）</p>	<p>資産流動化法第二百十條第 四項（資産流動化法第二百 十一條ニ於テ準用スル場合 ヲ含ム）ニ於テ準用スル商 法第二百四十五條ノ三第 四項</p>
<p>第百三十二條ノ六第二項</p>	<p>取締役（委員会等設置会社 ニ在リテハ執行役）</p>	<p>同項</p>
<p>第百三十五條ノ十五</p>	<p>株主 商法第三百九條ノ三、第三 百九條ノ四、第三百十二條 第三項、第三百十三條、第</p>	<p>受託信託会社等 受益証券ノ権利者 資産流動化法第九十八條 及ビ第九十九條第五項ニ 於テ準用スル商法第三百九</p>

	<p>第三百三十五條ノ十六第一項</p>	<p>第三百十四條第一項及び第三百十九條、第三百二十條第五項、第三百二十五條、第三百三十六條第一項並ニ第三百七十六條第三項及び其準用規定</p>
<p>同法第三百十三條</p>	<p>同法第三百十二條第三項</p>	<p>社債ヲ発行シタル会社ノ本店所在地</p> <p>受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等ガ金融機關の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二條第三号乃至第十五号ニ掲ゲタル金融機關ナルトキハ主タル事務所）ノ所在地</p> <p>資産流動化法第九十八條及び第九十九條第五項ニ於テ準用スル商法</p> <p>資産流動化法第九十六條第二項及び第九十九條第五項ニ於テ準用スル商法第三百十二條第三項</p> <p>資産流動化法第九十九條</p>

(船舶登記令に係る特例)

第七十三条 (略)

254 (略)

5 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人(信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する信託管理人をいう。第二百二条において同じ。)」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

(船舶登記令等に係る特例)

第五十五条 (略)

254 (略)

5 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六条において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人(信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する信託管理人をいう。第二百二条において同じ。)」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

	解任、同法第三百十四條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル選任ノ申請	第五項ニ於テ準用スル商法第三百十三條 解任
第三百三十五條ノ十八	商法第三百九條ノ三ノ規定ニ依ル許可又ハ同法	資産流動化法第八十一條第四項(資産流動化法第九十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法
第三百三十五條ノ十八において準用する第三百三十一條第一項	取締役又ハ執行役	受託信託会社等、代表権利者又ハ特定信託管理者
第三百三十五條ノ十九第一項	商法	資産流動化法第八十八條(資産流動化法第九十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法
第三百三十五條ノ二十第一項	商法第三百三十六條第一項	資産流動化法第八十七條第二項(資産流動化法第九十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)
第三百三十五條ノ二十第二項	許可ノ申請 社債管理会社、代表者又ハ執行者 申請	申立 利害関係人 申立

(受託信託会社等が行う公告について準用する会社法の規定の読替え)

第七十四条 法第二百八十八条第五項の規定において受託信託会社等(会社に限る。)が法の規定によりする公告について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合には、同項中「前二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第七十五条 法第二百九十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二百九条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条(同条第二号にあつては、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。)並びに第四十五条の規定とする。

2 法第二百九十条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百八十六条第一項において準用する法第二百九条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条(同条第二号にあつては、受益証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)並びに第四十五条の規定とする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第七十六条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。))に委任されたものを除く。)のうち、法第二百七条第一項(法第二百九条(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第七十七条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第二百十四条及び第二百三十二条の規定による権限並びに法第二百二十五条第一項、第二百二十七条第一項及び第二百二十八条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人(法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人をいう。以下同じ。)又は原委託者(法第二百二十四条に規定する原委託者をいう。以下

(新設)

第四章 雑則

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第五十六条 法第二百二十九条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第五十条の四において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条(同条第二号にあつては、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。)並びに第四十五条の規定とする。

2 法第二百二十九条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百二十五条第一項において準用する法第五十条の四において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条(同条第二号にあつては、受益証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)並びに第四十五条の規定とする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第五十七条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。))に委任されたものを除く。)のうち、法第五十六条第一項(法第五十条の四(法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第五十八条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第五十条の三及び第七十一条の規定による権限並びに法第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第六十七条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人(法第五十条の三第一項に規定する特定譲渡人(法第六十三条に規定する原委託者をいう。以下同じ。))又は原委託者(法第六十三条に規定する原委託者をいう。以下同じ

同じ。)の本店、主たる事務所又は住所(以下「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二百十七條第一項(法第二百九條(法第二百八十六條第一項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含み、法第二百十九條第二項の規定及び前條の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二百十七條第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(以下「検査等」という。)で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設(代理店を含む。以下「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 5 (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第七十八條 法第二百九條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二百九條第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

二 第七十六條の規定により委員会に委任された法第二百十七條第一項(法第二百九條(法第二百八十六條第一項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。の規定による権限

2 5 (略)

附則

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

(削る)

。の本店、主たる事務所又は住所(以下「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二百五十六條第一項(法第五十條の四(法第二百二十五條第一項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含み、法第二十九條第二項の規定及び前條の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二百五十六條第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(以下「検査等」という。)で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設(代理店を含む。以下「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 5 (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第五十九條 法第二百九條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二百九條第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

二 第五十七條の規定により委員会に委任された法第二百五十六條第一項(法第五十條の四(法第二百二十五條第一項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。の規定による権限

2 5 (略)

附則

(施行期日)

第一條 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

(経過措置)

第二條 改正法附則第二條第一項本文に規定する旧特定目的会社(次條において「旧特定目的会社」という。)に関する事項については、この政令による改正前の特定目的会社による特

定資産の流動化に関する法律施行令の規定は、なお効力を有する。この場合において、同令第二条及び第四条第五号中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、同令第十二条第一項中「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、同令第二項中「総理府令」とあるのは「内閣府令」とする。